

環境社会学会第 72 回大会

プログラム・要旨集

2025 年 12 月 6 日（土）

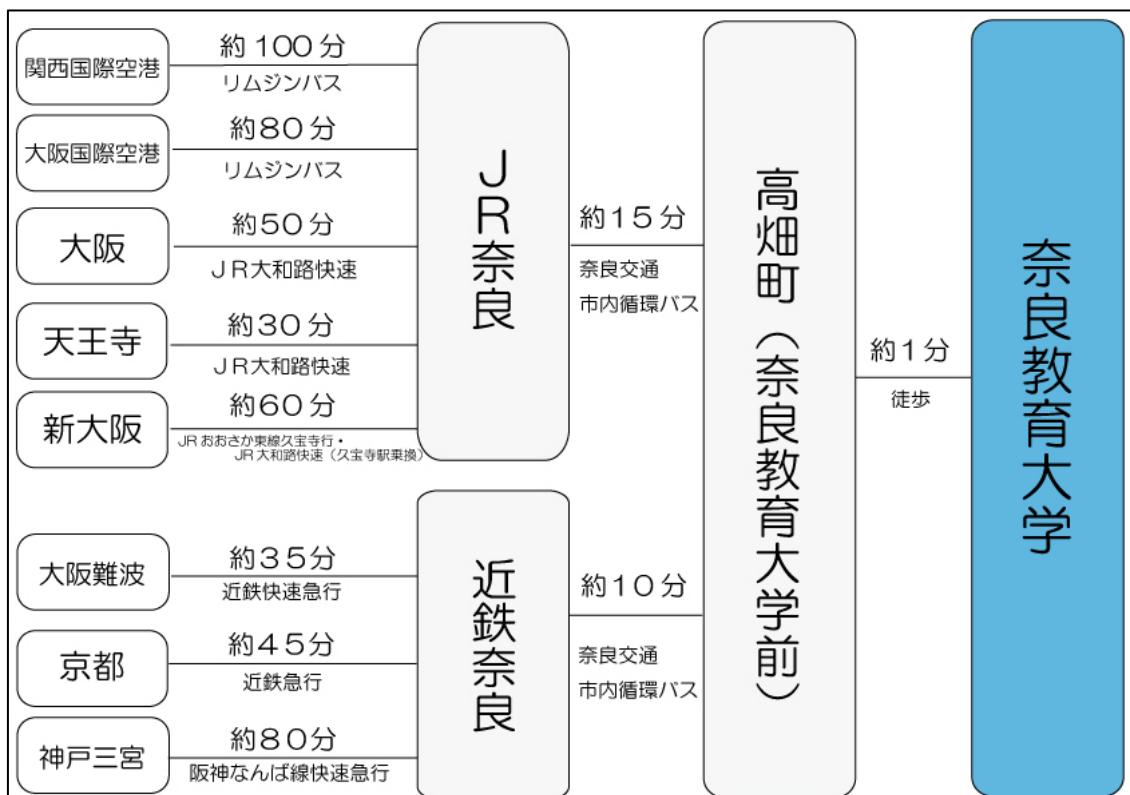
奈良教育大学

共催：奈良教育大学

アクセス

【交通案内】

- ・バス停「高畠町」から徒歩 1 分
- ・JR 奈良駅から：「高畠町」まで【東口】2 番のりばから市内循環・外回り、高畠町で約 15 分
- ・近鉄奈良駅から：「高畠町」まで 1 番のりばから市内循環・外回り、中循環・外回り、高畠町で約 10 分



出典：<https://www.nara-edu.ac.jp/access/>

【会場案内】

奈良教育大学 L1 棟・L2 棟（自由報告・実践報告）、L4 棟（シンポジウム）

* 下図「キャンパスマップ」中央部

* 詳細は奈良教育大学ホームページ「キャンパスマップ」

(https://www.nara-edu.ac.jp/campus_map/index.html) からご確認ください。

* 当日は土曜日のため、正門からお入りください。



奈良教育大学キャンパスマップ

令和7年5月

建物情報 奈良教育大学・附属小学校・附属幼稚園構成図なども用意

R1 理科1号棟 Research Building (Science 1)	R10 美術・書道実習棟 Research & Practice Building (Arts & Calligraphy)	1 管理棟・保健センター Administrative Building / Health Care Center
R2 理科2号棟 Research Building (Science 2)	R11 文科棟 Research Building (Humanities)	2 図書室 University Library
R3 技術棟 Research Building (Technology)	R12 文芸棟 Research Building (Humanities & Arts)	3 なっくょん交流棟 Nakkyon Collaboration Building
R4 新創1号棟 Research Building (IDE)	教育大学附属小学校 教育大学附属小学校 (School of Professional Development in Education)	4 ECOPARKセンター ECOPARK Center for SDGs and ECO
R5 新創2号棟 Research Building (PE)	R13 情報セントター Center for Information and Processing	5 運動セントター
R6 新創3号棟 Research Building (Japanese)	L1 講義1号棟 Lecture Building 1	6 教育資料館 Museum for Historical Materials of Education
R7 新創4号棟 (B) Research Building (Music)	L2 講義2号棟 Lecture Building 2	7 講堂 Auditorium
R8 新創4号棟 (A) Research Building (Music)	L3 講義3号棟 Lecture Building 3	8 武道場 Kendo Hall for Martial
R9 美技棟 Research Building (Arts & Tech.)	L4 講義4号棟 Lecture Building 4	9 体育館 Gymnasium

設備情報

① 学生食堂・山田ホール Student Dining Hall / Yamada Hall	⑤ エレベーター Elevator	⑨ 多目的トイレ Multi-purpose Toilet
② 生主食室 Castle	⑥ バス停留所 Bus Stop	⑩ 駐車場 Parking
③ 特別支援教育研究センター Center for Special Needs Education	⑪ 食堂・売店 Cafeteria	⑫ AED
④ 国際戦略研究センター Research of Science & Mathematics International Strategy Center	⑬ 宿泊施設 Accommodation	⑭ 障害者用昇降機 Lift for Persons with Disabilities
⑤ 音楽室 Music Room	⑭ 50mプール Swimming Pool	⑮ クラブハウス Clubhouse
⑥ 舞踏場 Dance Hall	⑯ 50mプール Swimming Pool	⑯ 司道場 Japanese Archery Field
⑦ 講評会場 Lecture Hall	⑰ グラウンド Ground	⑰ コート Court
⑧ 講評会場 Lecture Hall	⑱ 3cm以上の段差 3cm以上 Step Difference	⑱ まいすで通行 可能な門 Passage Possible Door
⑨ 50mプール Swimming Pool	⑲ ティック>>上り Ticks >> Up	⑲ まいすで通行 不可能な門 Passage Impossible Door
⑩ 50mプール Swimming Pool	⑳ 建物の大きさ表示 Building Size Indication	⑳ 建物 (ヒロコ部分) Building (Hiroko Part)

参考記号説明: ▶ まいすで入り 可能な入り口, ▶ まいすで出入り 難しい入り口, ▶ スロープ Slope, □ 階段 Stairs, □ 3cm以上の段差 3cm以上 Step Difference, ■ 路路 (砂利道など) Path (Gravel Road etc.), ▶ ティック>>上り Ticks >> Up, ▶ 建物 Building, ▶ 建物 (ヒロコ部分) Building (Hiroko Part), □ 植栽 Planting, □ 力プール Swimming Pool, □ グラウンド Ground, □ コート Court, ▶ まいすで通行 可能な門 Passage Possible Door, ▶ まいすで通行 不可能な門 Passage Impossible Door.

出典：https://www.nara-edu.ac.jp/campus_map/index.html

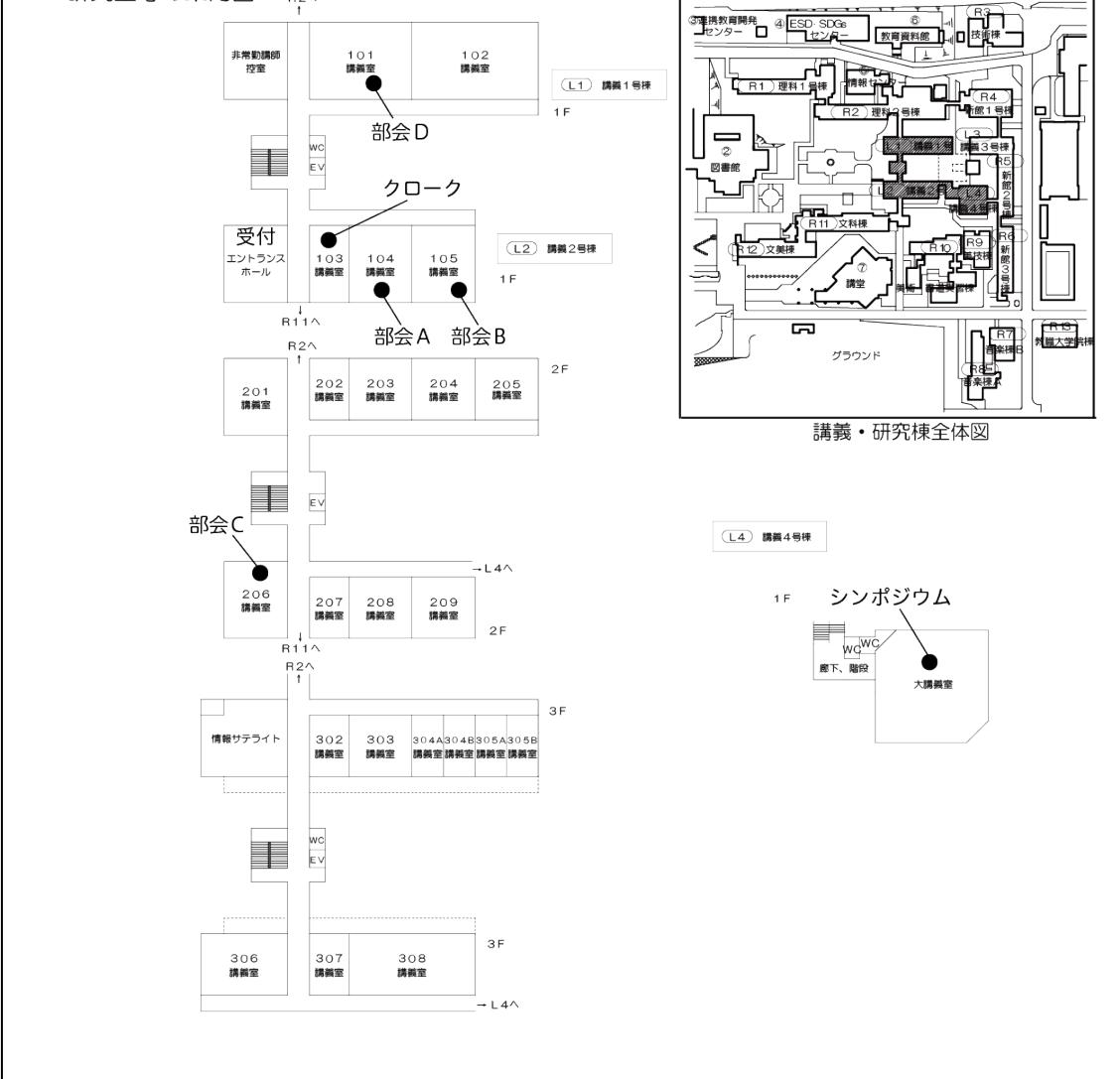
【教室等案内】

- ・受付：「エントランスホール」（L1 棟）
- ・自由・実践報告会場：L1・L2 棟の各教室（101, 104, 105, 206）
- ・シンポジウム会場：「大講義室」（L4 棟）
- ・クローケ：103（L2 棟）
- ・懇親会会場：学生食堂（「キャンパスマップ」左下部）
- ・お弁当引き渡し場所：学生食堂（「キャンパスマップ」左下部）

【その他】

- ・会場からはコンビニ等が遠いので、お弁当を申し込みされていない方は、各自で昼食を事前にご準備ください。
- ・会場校にはシカが散策しています。ご留意ください。
- ・奈良教育大学の学内では eduroam が使用可能です。学外者が自由に使える Wi-Fi アカウントの用意はありません。eduroam の使用には、所属機関のアカウントなどが必要になりますので、それぞれの担当部署などにご確認ください。

研究室等の案内図



タイムテーブル

12月6日（土） 奈良教育大学

- 8:30 開場・受付開始 [受付：エントランスホール] (L1棟)
9:00～12:00 自由・実践報告部会 A [104]・B [105]・C [206]・D [101] (L1・L2棟)
13:00～17:30 シンポジウム [大講義室] (L4棟)
18:00～20:00 懇親会 [学生食堂] (「キャンパスマップ」左下部)

自由・実践報告部会プログラム

部会A 環境政策と地域社会 [104]

司会：茅野恒秀(法政大学)

A-1 [自由報告]

岡田美穂（名古屋大学環境学研究科）

「不連続な政策移行の連関と二次的自然の存続」

A-2 [自由報告]

吉川圭子（千葉商科大学大学院政策研究科博士課程）

「公開情報を用いた千葉県里山活動団体関係ネットワークの可視化の試み——政策介入効果検証に向けた予備的検討」

A-3 [自由報告]

野口扶美子(JICA緒方貞子平和開発研究所)

「ツバルの気候移民支援政策を問い合わせ——人と自然と文化の関係性の観点から」

A-4 [実践報告]

丸山康司（名古屋大学）

「地域特性を生かした脱炭素戦略づくりのための情報提供ツール」

部会B 自然資源の認識と利用 [105]

司会：宮内泰介(北海道大学)

B-1 [自由報告]

康傑鋒 (KANG Jiefeng) (上智大学地球環境研究所 特別研究員)

「都市住民による狩猟と鹿肉消費に対する意識——京都市における事例研究」

B-2 [自由報告]

吉橋久美子(豊田市矢作川研究所)

「住民の語りから見る矢作川の心象風景」

B-3 [自由報告]

吉村真衣（名古屋大学）

「環境変動下における漁業管理と知識形成——カナダ北西海岸先住民のサケ漁業からの一考察」

B-4 [実践報告]

岩松文代（北九州市立大学）

「大学キャンパスのシンボルツリーの機能発揮と価値醸成——古木の保存と管理方法の決定が示すこと」

部会 C エネルギーと地域社会の合意形成 [206]

司会:山本信次(岩手大学)

C-1 [自由報告]

山田理恵 (名古屋大学大学院)

「アジェンダセッティングと「公論形成の場」——高レベル放射性廃棄物処分地選定をめぐる二つの「対話の場」を事例として」

C-2 [自由報告]

千葉偉才也 (福島大学)

「原子力災害における仮設校舎の閉所はいかなる意味を持つのか——場所の喪失の観点から考える」

C-3 [自由報告]

平春来里 (名古屋大学環境学研究科)

「洋上風力発電における「海域」と「資源」をめぐる利害関係の複雑性」

C-4 [実践報告]

大塚彩美 (東京大学)・兵法彩 (東京都市大学)

「岡山県真庭市における生ごみメタン発酵施設の地域拠点化を目指す取り組み」

部会 D 公害の記憶と継承 [101]

司会:清水万由子(龍谷大学)

D-1 [自由報告]

松元圭 (新潟医療福祉大学)・関礼子 (立教大学)・小堀晶子 (新潟医療福祉大学)

「新潟水俣病と「当事者参加型リサーチ」1——今日の「差別」をめぐって」

D-2 [自由報告]

小堀晶子 (新潟医療福祉大学)・関礼子 (立教大学)・松元圭 (新潟医療福祉大学)

「新潟水俣病と「当事者参加型リサーチ」2——被害者のウェルビーイングを求めて」

D-3 [実践報告]

藤川賢 (明治学院大学)・渡邊伸一 (奈良教育大学)

「イタイイタイ病訴訟資料の電子アーカイブ化と保存継承への課題」

D-4 [実践報告]

林美帆 (岡山理科大学・公害資料館ネットワーク)・除本理史 (大阪公立大学・公害資料館ネットワーク)

「公害資料館ネットワーク 12 年の到達点と課題——参加団体アンケートを踏まえて」

D-5 [自由報告]

外岡豊 (埼玉大学名誉教授)

「イタイイタイ病と水俣病・激甚公害比較」

シンポジウム

人と自然のインタラクションⅡ：関係性価値と環境社会学 [大講義室]

司会・解題：福永真弓（東京大学）

今日、「自然」は保全や保護の対象として囲い込まれる一方で、気候危機の時代のレジリエンスおよびリスク管理の基盤として、また都市や地域のウェルビーイングやコミュニティ形成を支えるインフラとして制度的に再編されつつある。さらに、サステナブル・ファイナンスに象徴される環境の金融化や商品化が加速し、政策設計と科学技術の結びつきもかつてなく緊密になっている。里山保全、市民参加型モニタリング、ブルーカーボン、グリーンインフラといった実践に見られるように、生活世界に根ざしていた「自然」もまた、グローバルなサステナビリティ・レジームのもとで再編・制度化され、政策や経済活動の対象として積極的に管理されるようになっている。

これまで環境社会学は、身近な自然や生活世界における人と自然の関係性に関する研究を積み重ね、近代社会の基盤となってきた自然の外部化や人間と自然の二元論的思考を批判的に問い合わせてきた。しかしながら、気候危機が大きく世界の政治的状況と絡み合いながら私たちの生活を根本的に変えようとしている現在、環境社会学もまた、変容する人と自然の関係性に応答した学問的展開を試みる必要があろう。

商品化や金融化とともに急速に進展している、市場経済による自然の内部化について、環境社会学はどのような立場から議論しうるのか。サステナビリティ・レジームのもと社会変革が求められるなか、公正さと正義はいかに実現しうるのか。そして、自然をつくり管理する時代において、ガバナンスを導くのはどのような価値であり、規範なのか。

これらの問いは、気候危機と生物多様性のネクサスをいかに構築するかが学問的にも社会的・経済的にも喫緊の課題となるなか、ますます重要さを増している。とりわけ、人と自然の関係を実践的に把握し、理解すると同時に、これからの人と自然の関係性を思考するための柱となる価値と規範に関する研究は、広く分野をまたぐ喫緊の課題となっている。

本シンポジウムでは、IPBES（生物多様性および生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム）が提唱する「関係性価値（relational values）」の概念と、これまで環境社会学が蓄積してきた議論を交差させ、その相互展開の可能性を探る。関係性価値は、生態系や自然との関わりにおける人々の感情的・倫理的・文化的価値を重視する枠組みであり、従来の交換可能な経済的価値や内在的価値では捉えきれない関係性の層を明らかにしようとする試みである。日本の環境社会学は、コモンズ論、生活環境主義、生身・切り身論、人とモノの関係誌、レジティマシー論などを通じて、日常生活における自然の意味づけとそのガバナンスを丹念に記述し、科学や政策の言語だけでは捉えきれない自然との関係性の厚みを明らかにしてきた。いまや IPBES が関係性価値を世界的に位置づけようとするなかで、環境社会学が学問的・実践的にいかなる貢献をなしうるのかをあらためて検討したい。

登壇者の石原広恵氏は、関係性価値の議論を国際的にリードする研究者であり、とりわけ人文社会科学およびアジアからの発信として関係性価値を理論づけることに貢献している。籠橋一輝氏は、関係性価値の議論にいちはやく環境経済学の立場から応答し、価値論のなかでの関係性価値の位置づけについて論じてきた。両者の理論的検討に加え、二人の事例から

関係性価値の実践的なフェーズと、理論的なフェーズにさらに光をあてたい。大門信也氏は、遠州灘の「波の音」というローカルかつ関係性がなければ表象も存在論的にも特定されない音に関する事例を扱う。谷川彩月氏は、外来種でありながら天然記念物にも指定されているカブトエビを事例とする。科学教育や田んぼでの農的実践を介して育まれる関係性あってこそその天然記念物指定である。魅力的な議論の布陣をもって、環境社会学から再び人と自然のインタラクションについて論じたい。

報告 1

籠橋一輝（南山大学）

「自然の〈かけがえのなさ〉から関係性価値を捉えなおす」

報告 2

石原広恵（東京大学）

「関係性価値を再考する——構成的価値・ノームサークル・文化的アセンブラー」

報告 3

谷川彩月（人間環境大学）

「関係性価値はいかに生成されるか——山形県でのカブトエビ保全活動を事例として」

報告 4

大門信也（関西大学）

「『それ以上の何か』とは別の仕方で——遠州海鳴り／波小僧から考える関係性価値」

自由報告・実践報告 要旨

部会 A-1 【自由報告】

不連続な政策移行の連関と二次的自然の存続

岡田美穂（名古屋大学環境学研究科）

1. はじめに

人間活動によって成り立つ自然環境は二次的自然と称され、生物多様性国家戦略等での価値が見出されている。近代化に伴い経済的価値を失い、人間活動が衰退したことで副次的に成立した自然環境も二次的自然の一形態と言える。このような環境は、新たな経済的価値を生むために、その時々の社会情勢に合った政策が動員され、利用される場合が多い。しかし、社会情勢の変化に伴って用途に経済的価値がなくなれば、人間活動は再び衰退する。この政策の動員と衰退の繰り返しの中で、二次的自然はどうすれば守られるのだろうか。本稿では、岡山県瀬戸内市に位置する錦海塩田跡地における塩田開発から現在までの政策の移行と、塩田跡地に成立した二次的自然である湿地との関りを明らかにしたい。

2. 瀬戸内塩田跡地における政策の移行と湿地の成立・存続の環境史

(1) 塩業から廃棄物処理業への転換と二次的自然の誕生

塩の自給・増産政策の中で、瀬戸内市合併前の邑久町と牛窓町にまたがる錦海湾を締め切って、面積約 500ha の塩田が整備された。しかし、塩田が完成した 1961 年頃には塩は生産過剰となり、さらにイオン交換膜法が実用化されたことから、錦海塩田も 1971 年に廃止されて錦海塩田“跡地”となった。ただし、締切堤防と排水ポンプは、周辺地域の浸水被害を防ぐために事業者が引き続き維持管理を担った。

高度経済成長に伴って増大した事業由来の廃棄物の処理責任や処理基準を明確化するため、1970 年に清掃法が廃棄物処理法になり、廃棄物が一般廃棄物と産業廃棄物に区分された。錦海塩田跡地では、80ha が管理型産業廃棄物最終処分場に転用され、廃棄物による埋立が行われた。近藤は、海拔 0m 地帯の塩田を住宅・商業用地や農地に転用するには埋立が必要であり、立地が悪い、塩田の規模が大きい、自治体の対応がないという要件が揃った場所は産廃処分場になっていくとしている（近藤 2003: 173-186）。

一方、跡地利用が進展しないエリアには、希少な昆虫やアッケシソウ群落が分布する塩性湿地が形成された。

(2) 湿地生態系への関心の高まり

1997 年の塩の専売制度廃止を受け、事業者は 2002 年に製塩業を廃止した。締切堤防と排水ポンプは、塩性湿地の維持も担っていたが、塩業廃止後のこれらの維持管理は、産業廃棄物処理による収益で賄われた。このような中、湿原・干潟等の湿地の減少や劣化に対する国民的な関心の高まり、ラムサール条約における湿地定義の広がりなどを受けて、2001 年に「日本の重要湿地 500」（環境省 2001）が公表され、錦海塩田跡地も選定された。

(3) 平成の大合併・自然災害と住民不安

平成の大合併の中で、2004 年 11 月には、邑久町、牛窓町と長船町が合併して瀬戸内市となり、錦海塩田跡地は全域が瀬戸内市となった。また、合併数か月前には、錦海塩田跡地の周辺地域が台風による浸水被害を受けており、民間企業による錦海塩田の堤防と排水の維持管理や浚渫土砂の埋立計画に対して、瀬戸内市議会で懸念の声が上がった。その後、事業者の倒産に伴い、瀬戸内市が錦海塩田跡地を取得して維持管理を担うことになった。

(4) 東日本大震災を契機とした再生可能エネルギーの導入加速と湿地の保護

2011年の東日本大震災を契機に再生可能エネルギーの導入が急速に進められ、瀬戸内市でも、広大な土地を活かしたメガソーラー設置を軸とした錦海塩田跡地の活用策が計画された。計画には、締切堤防の耐震補強や排水ポンプの更新も盛り込まれ、土地所有者である瀬戸内市へは、売電収入から貸付料が支払われることとなった。

一方、重要湿地を有する錦海塩田跡地における太陽光発電施設の建設設計画に対して、環境保護団体等から自然環境への影響を懸念する声が上がった。事業者はパネル設置面積の縮小を行い、2013年には、事業者・瀬戸内市・岡山県で自然保護協定が締結された。

3. 現在の太陽光発電施設と錦海塩田跡地

太陽光発電施設は、2018年に運転を開始している。事業者は、現在も自然保護協定に基づく配慮とモニタリングを行っている（山下 2024:71）。錦海塩田跡地に飛来するチュウヒは、全国的に減少が危ぶまれており、環境省は2016年に「チュウヒ保護のすすめ方」（環境省 2016）を公表し、日本野鳥の会も2024年より「チュウヒ保護プロジェクト」を開始している。錦海塩田跡地は、研究者によるチュウヒ調査の場となり、その成果は学会等で発信されている（多田 2024他）。調査では、有害鳥獣とされるシカやイノシシ等の増加と同時に、希少鳥類の生息環境である湿地内の植生が衰退していることが示されている。

4. おわりに

錦海塩田跡地は、製塩政策の移行により成立し、廃棄物処理、カーボンニュートラル等、その時々の政策移行によって実践される経済活動の影響を受けてきた。この変遷は、霧ヶ峰における政策、土地利用の変遷（茅野 2022:83-101）と類似する。そして湿地は、様々な経済活動と地域との相互作用によって副次的に成立・存続する中で生態的価値が認められ、現在では経済活動と環境保護団体や研究者の相互作用に支えられて、生物多様性を保全する場として存続している。

瀬戸内市から事業者への貸付期間は、2038年まで（商業発電開始から20年間の期間とし、延長可能）である。また、獣害対策等の新たな課題もある。二次的自然の今後の存続の可能性を見出す上でも、過去の政策移行を分析し、連関として捉え直すことは意義があると考えている。

参考文献

- 茅野恒秀, 2022, 「「土地問題」としてのメガソーラー問題」丸山康司・西城戸誠編『どうすればエネルギー転換はうまくいくのか』新泉社, 83-101.
- 環境省, 2001, 「重要湿地の選定（とりまとめ結果）について」, 環境省ホームページ (2025.10.26 取得, <https://www.env.go.jp/press/3068.html>).
- 環境省, 2016, 『チュウヒ保護のすすめ方』.
- 近藤紗智子, 2003, 「瀬戸内塩田の跡地利用」山陽学園大学編『日本のイノベーション 岡山のパイオニア』吉備人出版, 173-186.
- 多田英行, 2024, 「シカ等による低層湿原の衰退」, 鳥類学大会 2024 (2025.10.13 取得, https://www.bird-research.jp/1_event/jbraoc2024/poster/p03.pdf).
- 山下紀明, 2024, 「生物多様性に貢献する自然共生型太陽光・風力」丸山康司・本巣芽美編『〈よい再エネ〉を拡大する』法政大学出版局, 55-79.

部会 A-2 【自由報告】

公開情報を用いた千葉県里山活動団体関係ネットワークの可視化の試み

——政策介入効果検証に向けた予備的検討——

吉川圭子（千葉商科大学大学院政策研究科）

1. 背景と研究目的

林業が経済性を失った都市近郊の里山保全活動は、個人の利潤追求ではなく里山の維持に無形の価値を認めるボランティアに支えられる、個人では達成・継続が困難な集合行為である。この里山保全という集合行為への継続に必要な参加者、技術・知識、資金等の持続的な確保は、社会運動論における資源動員論の射程に位置づけられる。

青木(2018)は、環境社会学と社会運動研究の接点を問う特集の中で、「社会運動なるもの」「環境運動なるもの」の射程が時代を下るにつれ拡大し、1990年代半ば以降のNPO/NGO・ボランティア活動や市場志向型活動等の現実社会での増加を社会運動ととらえ、動員構造や成否を分析する研究が多く取り組まれてきたことを指摘し、里山ボランティアの事例に係る松村論文(2018)をその一つに位置づけられると述べている。片桐(1989)が指摘した「危機の運動」から「豊穣の運動」への移行や、中澤(1999)が論じたNPOの隆盛と動員構造の変容は、里山保全のような日常的かつ持続性を要する活動を分析する上で示唆的である。

社会関係資本論もまた、資源動員を理解する有効な視座を提供する。Lin(1999)は、社会的ネットワークに埋め込まれた資源が成果を高める要因として、①情報流通の円滑化、②意思決定主体へのアクセス、③信用・正統性の付与を挙げており、これは里山保全団体が人材・知見・資金を確保する過程に適用できる。

我が国では、里山保全に関する行政は多軸的であり、国土交通省(都市緑化関係)、農林水産省・林野庁(農村保全および森林保全関係)、環境省(生物多様性保全・自然再生関係)の三軸に、上下流連携や地域づくり、資源循環等の軸も存在する。また、里山活動参加者の関心事は生物多様性保全、地球環境問題、子育て、地域づくりなど多岐にわたり、里山活動団体が資源を動員しようとすると、自然に複数の政策領域に跨がらざるを得ない状況がある。こうした横断的ネットワークは「社会関係資本の重層性」として捉えることができ、活動を担う団体が多様な資源へアクセスし、正統性や信用を獲得するうえで重要な意味を持つ可能性がある。しかし、実際にこうした多層的なつながりが活動の存続にどの程度寄与しているのかについては、これまで十分に実証的に検討されてこなかった。

このような背景のもと、本研究は、千葉県を題材に、里山保全活動の持続性を支えるネットワーク構造と、その形成要因を政策介入と主体的行動の両面から実証的に解明することを目的とする。本稿では、そのための予備的検討として行った、公開情報を用いた里山活動団体のネットワーク構造の可視化の取り組みを報告する。

2. ネットワークデータの構築手法

ネットワークデータの生成は調査票を用いたリソース・ジェネレータ法により行われるのが一般的であるが、本研究では現時点では活動していない団体も対象とするため、図書館やインターネット上で入手できる情報誌や公開資料を基にネットワークデータを生成した。

具体的には、ちば里山センターが発行するちば里山新聞、千葉県内の緑化や環境保全に係る表彰団体リスト、公費助成や民間基金等による助成金の交付団体リスト、流域協議会や地域交流会等の参加団体名簿、千葉県及び県内市町村のホームページ等から 8033 本のエッジデータを生成した。各エッジには、行政分野（林野、自然、都市緑化、水循環、環境一般、農村、地域の 7 分野）を Layer_admin として設定した。次いで、これらエッジデータを構成するノードについて、団体種別（行政、企業、業界団体、教育機関、市民団体等）を判別し、市民団体のうち里山保全活動を行っている団体を抽出、所在市町村、設立・活動停止時期、表彰回数、助成回数等のデータを整備した。このようにして構築したデータにより描画したグラフを図 1 に示す。今後、これらを用いた生存分析により、政策介入やネットワーク上の構造的位置と存続期間の関係性解明を進めていく予定である。



図 1 公開情報を用いて構築した里山活動団体を取り巻くネットワーク図

参考文献

- 青木聰子, 2018, 「環境社会学と「社会運動」研究の接点—いま環境運動研究が問うべきこと一」『環境社会学研究』(24): 8-21.
- 松村正治, 2018, 「地域の自然とともに生きる社会づくりの当事者研究——都市近郊における里山ガバナンスの平成史」『環境社会学研究』(24):38-57.
- 片桐新自, 1989, 「資源動員論の二つの意義」塩原勉編『資源動員と組織戦略』新曜社: 11-17.
- 中澤秀雄, 1999, 「社会運動の「組織-機会」論と日本の住民運動--「政治過程アプローチ」の前提をどう考えるか」ソシオロゴス編集委員会編『ソシオロゴス=Sociologos』(23):196-211.
- Lin, Nam., 1999, "Building a network theory of social capital," CONNECTIONS (22):28-51.

部会 A-3 【自由報告】

ツバルの気候移民支援政策を問い合わせる：人と自然と文化の関係性の観点から

野口扶美子（JICA 緒方貞子平和開発研究所）

2022 年、推定 4,500 万人が気候起因の自然災害で避難しⁱ、2050 年には、気候変動避難民の数は、2 億 16 万人にまで増えると予測されているⁱⁱ。しかし、この数には国内避難民の一部のみが含まれ、季節労働者の形態をとって避難する人、国際越境避難民、避難できない人が含まれていないⁱⁱⁱ。特に、現行の難民条約(1951 年)が対象としない国際越境避難民は、非合法の形で他国に滞在し適切な支援も受けられずにいると推測されている。気候変動や災害による避難民への保護に関する政策・枠組み策定については、2010 年代より国際的に議論が続けられているが、現在に至るまで、国際レベルでの政策枠組みは未整備のままである。一方、気候変動による影響を大きく受けている小島嶼開発途上国(SIDs)が存在する太平洋地域では政策枠組みの整備が急速に進み、2023 年、「気候移動に関する太平洋地域枠組み」が策定された^{iv}。この枠組みでは、気候移民に関する国際議論で強調されてきた人権擁護の考え方、在来知や文化の保護を統合している点が特徴的である。この中で、同年、SIDs の一つツバルは域内の大国オーストラリアと、太平洋地域の気候レジリエンスの強化を目的とした包括的な協定「Falepili 連合条約（以下、ファレピリ）」を締結した。

ツバルは、南太平洋に浮かぶ環礁国で、9 つの島からなり、2025 年の人口は 10,954 人、国内総生産額は、6070 万 US ドルである^v。資源に乏しく、自給自足農業・漁業が主な産業であり、国家収入の 80% が政府開発援助 (ODA)、残りが国外移住者からの海外送金である^{vi}。気候変動の最悪のシナリオでは、2050 年までに国土の 50% が海面上昇により影響を受けると言われ、「沈みゆく島」として国際議論やメディアに着目されてきた。このような背景の中で締結されたファレピリには、毎年 280 名のツバル人に、制約のないオーストラリアでの特別永住ビザを提供するという世界初の国際的な気候移民支援事項が盛り込まれた。太平洋の政策枠組みにある文化重視の視点はこの事項にも取り入れられ、「ツバル人移住者の文化的アイデンティティの保持を支援する」という点も明記された。2025 年 7 月、最初のビザ申請には人口の 80% 以上が応募し^{vii}、第一回目の移民が 11 月に渡豪した。

文化的アイデンティティ保持のための支援がどうなされるのかは、政策成功に関わる鍵を握る。わたしは、この点に着目をした 3 カ年の研究プロジェクトを実施しており^{viii}、2025 年は、ツバル、フィジー、オーストラリアで、政策的支援の準備状況や、海外に渡ったツバル系移民が直面している課題や、文化の捉え方、定着状況などに関する予備的調査を行った。

ツバルでの調査から、文化は、周辺の海や大地と精神的・身体的につながる中での生活や共同体など、全体的なかかわりの中に息づいていることが分かった。先祖の出身の島のつながりを中心とした共同体があり、漁業やタロイモ畑の管理などの知識・技能の伝達、価値観、言語(方言)、倫理観、行動様式などを含むくらしそのものが文化である。その中でアイデンティティが形成され、それを在来知が支えている。一方、オーストラリアやニュージーランドなど先進国の経済動向やファレピリなどの移住政策、メディアの情報、うわさ、移住する友人・家族の存在により、ツバル人の多くが混乱している様子も窺えた。フィジーの調査からは、既存のツバル系移民が気候、自然環境、価値観などにある程度の共通性がある太平洋島嶼民文化というくくりの中で生活をしていることが分かった。共有地を確保し、共に生活

し、子育てを共にすることで言語や価値観を共有し、文化を緩やかに変化させ、保持させるエージェンシーが移住者の手にある点も特徴的だった。一方、オーストラリアの調査から、ツバル系移民の自然、地域社会とのつながりが、本国やフィジーと比較し希薄であることが分かった。共有地や集会所はなく、行事ごとに施設を借りるなどして行事や教会活動を行っているケースが殆どである。生活圏は分散し、言語や価値観の共有・伝達が難しく、芸能や教会活動など目的に応じて集まるため、文化活動は限定的になる。オーストラリアの政策的支援も言語学習や芸能や行事に特化しているため、その目的・理解に合うよう活動せざるを得ず、移民が文化変容や保持のエージェンシーを十分に持っているとは言い難い。

3カ国を比較すると、西洋型先進国であるオーストラリアと太平洋島嶼国のツバル・フィジーの間で、文化をめぐる認識論の違いが見えてくる。前者では、文化は切り身的^{ix}で、言語化・視覚化、認知されやすい芸能活動などに限定され、社会・経済生活からは切り離されている。後者においては、文化は暗黙知的で、自然とかかわる生活の中で、生身のものとして埋め込まれ、全体的で、認知されにくい。さらにここに、西洋的、先進国的、近代的なものが、非西洋的、途上国的、伝統的なものよりも優れるとする価値観が作用する。この中で、地域の自然や共同体から切り離されたツバル系移民は、西洋的認識に合うよう文化を縮小化・再構築させ、その中でアイデンティティを再構築せざるをえない。この中の言いようのない混乱やストレスが、暴力や飲酒問題にもつながっていると推測される。

現時点で、オーストラリア政府は、ファレピリ条約による移住者のための集会所や共有地を提供することは予定していない。これは文化変容・保持のエージェンシー担保の上でも障壁となり、アイデンティティの保持、さらにエンパワメントにも負の影響を与える。文化をめぐる認識論の違いに関する問題は、政策の目的である気候変動適応の実現にも影響する。今後ツバルからの移住者は増加するとと思われるが、それはツバルにおいても、自然と折り合って生きてきた共同体が衰退することを意味する一方、受け入れ先のオーストラリアでは、先進国基準で生活をするツバル人が増えることも意味する。オーストラリアも2050年には、150万人が気候変動による避難を強いられるという予測もあり^x、気候移民の受け入れ先にもリスクはある。気候移民がどこに移住したいのかについての自由選択は担保しながらも、送り出し国と受入国の双方が、移住者の持つ在来知を価値あるものとして捉え、気候変動適応にむけて、双方の国の社会や産業に新たな方向性づけをすることにも意味があるのではないだろうか。

ⁱ IDMC. (2025). Global Report on Internal Displacement 2025. Internal Displacement Monitoring Center (IDMC).

ⁱⁱ World Bank. (2021). Groundswell Part II : Acting on Internal Climate Migration. T. W. Bank.

ⁱⁱⁱ Noguchi, F. (2023). Summary Report of India Case Study. In UNESCO & UNU (Eds.), Asia-Pacific regional synthesis: Climate change, displacement and the right to education (pp. 106-120). UNESCO.

^{iv} PIF. (2024). Pacific Regional Framework On Climate Mobility. Pacific Islands Forum (PIF).

^v Tuvalu Central Statistics Division. <https://stats.gov.tv/>.

^{vi} LOWY Institute. <https://pacificaidmap.lowyinstitute.org/country/tuvalu/#5.904/178.571/-7.741>

^{vii} news.com.au Over 80 per cent of Tuvalu seeks Australian climate visa as rising seas lap at nation's shores | news.com.au — Australia's leading news site for latest headlines

^{viii} JICA 緒方貞子平和開発研究所 https://www.jica.go.jp/jica_ri/research/peace/1566102_24131.html

^{ix} 鬼頭秀一(1996)『自然保護を問い合わせなおす』ちくま新書.

^x Government, A. (2025). Australia's National Climate Risk Assessment.

部会 A-4 【実践報告】

地域特性を生かした脱炭素戦略づくりのための情報提供ツール

丸山康司（名古屋大学）

1. はじめに

本報告は、社会的摩擦の少ない形で脱炭素を実現するための学問的実践の可能性を明らかにすることを目的とする。具体的には、再生可能エネルギー（以下、再エネ）導入を伴う脱炭素を実現する複数の社会シナリオを設定し、市町村単位でのシナジーとトレードオフやステークホルダーの選好を含めた総合評価を実現する情報提供ツールを紹介する。その上で、このような実践を「研究」として位置づけることの可否や方法について議論したい。

気候変動など持続可能性への問題意識を背景として、脱炭素への動きが世界的に加速しつつある。エネルギー安全保障や脱原子力といった多様な動機にも支えられ、再エネの大量導入を伴うエネルギー転換が進行している。日本での再エネ導入量も 2010 年比で約 4 倍となり、事業数は 70 万件を超えている。日本政府が目標とする 2050 年の温室効果ガス排出実質ゼロの実現には、さらなる再エネの利用の拡大が必要とされている。

その一方で立地地域における環境影響などの課題も生じている。自然環境の保全のような価値判断を伴う課題は合意形成が困難であり、紛争状態になる例もある。その結果、再エネに対して警戒的に対応する自治体が増えている。こうした状況も踏まえ、改正温対法ではボトムアップによる脱炭素計画の策定を促しており、地域ごとの実行計画と区域施策（ゾーニング）を推進しようとしている。GIS データの提供などの支援策も度充実しつつあるものの、林地利用の可否など価値判断を伴う条件の判断に苦慮する自治体も多い。このため区域施策の実施率は低い。また、例えば自然環境の保全と再エネ導入量のトレードオフについて、前者のみに配慮した予防的対応もある。

このような状況に対して、「何故」という問い合わせを立て、説明可能な理論を示すことは可能ではあるものの、気候変動という問題の性質上、社会的含意に乏しかったり、「時間切れ」となる可能性がある。こうした問題意識を踏まえ、情報提供に基づくボトムアップの意思決定を促し、社会的なコンフリクトが少なく（あるいはシナジーの大きな）脱炭素を実現する一助となることを目的とした情報提供ツールを着想した。こうした形での研究実践のあり方を示した上で、その可能性と課題について議論したい。

2. 実践内容

本研究で紹介する情報提供ツールでは、再エネ導入と補完的技術の組み合わせにより脱炭素転換を実現する複数の社会シナリオを市町村単位で設定し、それについて自然環境への影響、エネルギーコスト、地域経済効果などの定量評価を実現する。脱炭素社会を実現する際に生じる多様な論点を反映させた脱炭素社会シナリオを定義し、諸課題の相互影響を評価する。環境省の公開する再エネ資源量ポテンシャル（REPOS）および環境配慮情報（EADAS）などに基づき、陸域の再エネに関する土地利用方針（陸域再エネ積極利用／自然環境保全優先）、行動変容による省エネの有無、補完する脱炭素エネルギー技術（高コスト再エネ／その他非化石エネルギー）を組み合わせた 8 パターンを想定する。各シナリオに対応するエネルギー構成に基づいてトレードオフとシナジーを評価する。市区町村粒

度の空間解像度を有するエネルギー・システムモデルを応用し、地域別の再エネ比率、地域脱炭素率、各種エネルギーの構成とコスト、地域経済効果を推計する。その上で、地域内・地域間のエネルギー資源の補完・代替関係を明らかにする。これらを右図のような地域脱炭素戦略データベースとして整理し、市町村ごとにシナリオ毎の課題を可視化する。

データベースの整理と同時に、一般市民とステークホルダーを対象とする質問紙調査の分析に基づいて各シナリオの合意形成の難易度を評価する。社会シナリオに対する選好、地域経済効果などのシナジーや順応的管理などのリスク軽減策が再エネの受容性に与える影響、環境エネルギー問題へのリテラシーなどで構成する。その上で、地域別の意見分布の違いや、社会受容性が動的に変化する可能性を踏まえて合意形成しやすいシナリオや条件を明らかにすることが可能になるとを考えている。

研究要素としては、社会シナリオ評価と社会調査を組み合わせることによって、都道府県単位で選好されやすい社会シナリオや合意のための条件を抽出することが可能になる。このことを踏まえて、ボトムアップによる合意に基づいた脱炭素戦略を想定した場合の国レベルでのエネルギー技術の最適構成を提案することを目的としている。これまでの政策では価格などを主たる変数として最適な技術選択が可能であるとされてきたが、社会的公正への配慮や社会的分断を防ぐという規範を導入した場合の最適化が可能であると考えている。

3. 考察

本報告は開始直後ということもあり、実践として報告したい。ただし、再エネ導入における社会的受容性 (Wüstenhagen 他, 2017) やリスクガバナンス (Renn & Klinke, 2015) の知見を元にしており、環境社会学的な社会実験 (丸山, 2024) を企図したものではある。こうした形での現実への介入が「アリ」なのか、あるいはこの種の介入は「実践」なのか「研究」なのか、さらには「研究者による実践」ではなく「研究としての実践」のあり方について議論したい。

参考文献

- Renn, O. and Klinke, A., 2015, "Risk Governance and Resilience" U. Fra.Paleo ed., Risk Governance. Springer Netherlands.19-41.
- Wüstenhagen, R., Wolsink, M. and Bürer, Mary Jean, 2007, "Social acceptance of renewable energy innovation: An introduction to the concept," Energy Policy, 35(5):2683-91.
- 丸山康司, 2024, 「社会実験による解決を考える」宮内泰介、三上直之『複雑な問題をどう解決すればよいのか』新泉社。



図 1 地域脱炭素戦略データベースの
アウトプットイメージ

部会 B-1【自由報告】

都市住民による狩猟と鹿肉消費に対する意識：京都市における事例研究

Zhuzhu Yu (京都大学農学部)

Jiefeng Kang (上智大学地球環境研究所)

Ryo Nukina (京都大学農学部)

Shozo Shibata(京都大学農学部・京都大学地球環境学舎・兵庫県立淡路景観園芸学校)

Junichi Imanishi (京都大学農学部・京都大学地球環境学舎)

はじめに

現代の都市部では、持続可能かつ倫理的な食料源としてのジビエ肉（野生哺乳動物の肉）への関心が高まっている。一方、京都市ではニホンジカの個体数増加が深刻化し、植生や農作物への被害、交通安全上のリスクを引き起こしており、効果的な野生生物管理が急務である。しかし、都市住民の野生肉に対する態度や感情は複雑であり、特に、鹿肉の消費システムが未発達な地域においては、その理解が政策立案の鍵となる。本研究は、京都市の都市住民を対象に、鹿肉消費および狩猟政策に対する意識を調査し、それらが人口統計学的要因（年齢、性別）や文化的認識によってどのように形成されるかを定量・定性的に分析することを目的とする。

調査方法

2022年11月、京都市の市街地住民3000人に対し質問紙調査を実施し、542の完全回答を回収した。調査項目には、鹿肉消費態度（5段階評価）に加え、都市シカのイメージに関する自由記述が含まれた。統計分析にはノンパラメトリック検定（Wilcoxon検定、Kruskal-Wallis検定）を用い、性別や教育レベルと態度との関係を検証した。また、自由記述にはテキスト分析（LDAトピックモデル、LSS感情分析）を適用し、住民の議論のテーマと感情的極性を測定した。

結果

- (1) 態度の決定要因：鹿肉消費に対する態度は性別により有意に異なり、男性が女性よりも肯定的な態度を示した（男性平均=0.95、女性平均=0.74）。年齢や教育レベル、土地所有経験は態度に有意な影響を与えたなかった。
- (2) 文化的・倫理的障壁：シカに対する肯定的形容詞（「神聖」「可愛い」）を選択した住民は、鹿肉消費に有意に否定的な態度を示した。これは、シカが持つ文化的・歴史的なイメージが、食肉としての利用への抵抗感に繋がっていることを示唆する。
- (3) 狩猟への態度との相関：狩猟に対する態度と鹿肉消費に対する態度には強い正の相関が認められた。狩猟を支持する住民は、鹿肉消費にも肯定的であった。
- (4) 主要な論点と感情極性：テキスト分析の結果、住民の議論は主に6つのトピックに分類された。特に「食の安全性と慣れへの懸念」「倫理的配慮と環境影響」「制御された間引きによる生態学的利益と鹿肉促進」が重要視された。肯定的な回答者は制御された間引きの生態学的利点に関心を寄せた一方、中立的または否定的な回答者は安全性（寄生虫、病気）や倫理的ジレンマに焦点を当てた。感情分析では「心配」「危険」「破壊」といった負の極性が確

認められ、健康リスクや倫理面での懸念が根強いことが示された。中立的な回答者でも文書の極性スコアは負の方向に偏る傾向が見られ、潜在的な消極的意識の存在が示唆された。

結論

本研究は、都市住民の鹿肉消費に関する意識が、性差や京都特有の文化的感情（神聖視）によって複雑に影響されていることを明らかにした。持続可能な野生生物管理と都市におけるジビエ利用を促進するためには、政策立案者は厳格な衛生規制の導入や、鹿肉の栄養価や生態学的利益を強調する公衆教育キャンペーンを展開する必要がある。特に、シカに対する文化的感情を尊重しつつ管理の必要性を伝える繊細な戦略が、社会受容性を高める上で不可欠である。本研究の知見は、野生肉の消費システムが発展途上にある都市における、環境と社会の調和を目指した政策決定とマーケティング戦略に貢献する。

参考文献

- Yu et al. (2025). Urban resident attitudes toward hunting and venison: A case study of Kyoto City, Japan. *Meat Science*, 227, 109851.
- Blei, D. M., Ng, A. Y., & Jordan, M. I. (2003). Latent dirichlet allocation. *J Mach Learn Res*, 3(Jan), 993–1022.
- Watanabe, K. (2021). Latent semantic scaling: A Semisupervised text analysis technique for new domains and languages. *Commun Methods Meas*, 15(2), 81–102.
- Kyoto Prefecture Rural Revitalization Division (2023). 第二種特定鳥獣 管理計画-ニホンジカ-令和5年度事業実施計画.
- Yu et al. (2024). Public attitudes to urban wild deer (*Cervus nippon*) and management policies: A case study of Kyoto City, Japan. *Glob Ecol Conserv*, 51, e02927.

部会 B-2 【自由報告】

住民の語りから見る矢作川の心象風景

吉橋久美子（豊田市矢作川研究所）

1. 研究の背景と目的

本調査は愛知県豊田市を流れる矢作川（やはぎがわ）沿川の住民の生活世界に根ざした語りから、川と人との関わり、川の意味づけ、川の心象風景と集合的記憶を明らかにすることを目的とする。矢作川沿いに住む高齢者達は、かつての川との強い結びつきを語る。しかし、高度経済成長期以降、矢作川と人との関わりには変化が起き、「川離れ」の言葉に象徴されるように、現在は市民の多くにとって川の存在感は希薄化していると考えられ、川を体験した高齢者たちの記憶も消えつつある。

地域の記憶の継承が住民によって行われることはその地域の持続性にとって有用であり（上田, 2023）、地域の個性の形成要素である川についての記憶を住民が語り合う場が今後の地域づくりに必要だと考えられる（伊藤ほか、2023）。そのような場づくりにおける題材として用いることができるよう、矢作川の「集合的記憶」（アルヴァックス, 1989；有末, 2016）の断片としての住民の語りを分析する。

2. 研究の方法（対象・方法）

豊田市内の矢作川及び支流の沿川に住む（または住んだことのある）40代から90代の6人の語り手を対象にライフストーリー研究を行った。聞き取りの主たるテーマは「川についての体験」とし、矢作川を見ながら一定の時間を区切って聞き取りを行った。語りの場で生成する心情の動きを邪魔せぬよう、その時間内は調査者の質問は挟まなかった。そのことで、語る内容の取捨選択の自由度が高まるとともに、語りが「物語」（やまだ, 2000）の性質を帯びやすくなると考えた。6人の語りを質的分析法SCAT(Steps for Coding and Theorization)（大谷、2019）により分析した。

3. 結果

沿川住民のライフストーリーをSCATで分析し、6つの事例から導かれた「理論記述」を、「川の風景の変化と不变性」「川の危険と防止策」「川に対する情緒」「川の生きもの」「遊び場としての川」「川と家族」「川と生業」「川と交通」「川への環境配慮」の9項目に分けた。ここではこのうち4項目について触れる。

“川の風景の変化と不变性”について、語りの中の矢作川の風景は、「川幅の変化」「中洲の拡大」「水位低下」などがあった（「」はSCATの「テーマ・構成概念」）。風景の変化の一因には、上流の多目的ダム建造の影響があると考えられる。一方で、「矢作川の美しさの不变性への認識」を持つ語り手もいる。

“川の危険と防止策”については、かつては渡し舟の渡河の可否を岩の水没度で決定する「地域に根差した災害適応の生活文化」があり、子どもの水難事故防止には「泳力による行動可能範囲の区分け」が行われ、「異年齢集団」での行動がとられていた。

“川と情緒”については、生業と不可分な川に対しての「生存的支柱という意味づけ」がある。また、「川の流れを見ることによる負の感情の浄化作用感」「自身の“川の子”的認識」が

語られた。支流についての語りでは、育児に際し、「川による子どもの情緒育成」が行われるという認識から「川への母性的意味づけ」が行われ、「川に委ねる育児」をしているとされた。

“川の生きもの”については、かつての「人と魚との密接感」「魚との直接のふれあい」「魚の多さ」は現在なく、「魚の存在感の希薄化」「糧となっていた生物の減少」がある。

4. 考察

これらの語りから、川は単に資源的なものではなく、情緒面からも沿川の住民に影響を及ぼしていることが示唆される。このことは、川が意義深い空間としての「場所」(レルフ, 1999)であったことを示している。場所としての矢作川の風景の喪失感がある一方で、支流は現在も子どもたちの生活世界を構成する重要な場所として存在していた。

また、川を見ながらの語りの場は記憶を呼び出す媒介として働き、現在の川を見ながら昔の川を想起するという形で、語り手の内面に重層的な風景を生み出していたと考えられる。以上により、生活世界に根差した語りを通じて、川の記憶を未来へつなぐ心象風景の項目を見いだすことができた。語りと共に、この項目を柱として、川についての語り合いの場を作ることにより、川と関わりの薄い住民に新たな視点を提供し、地域づくりにつなげていきたい。

参考文献

- 有末賢 (2016) 集合的記憶と個人的記憶：記憶の共有性と忘却性をめぐって. 法學研究：法律・政治・社会, 89(2):19-40.
- M.アルヴァックス著・小関藤一郎訳 (1989) 集合的記憶. 行路社.
- エドワード・レルフ著・高野岳彦・阿部隆・石山美也子訳 (1999) 場所の現象学 没場所性を越えて. ちくま学芸文庫.
- 大谷尚 (2019) 質的研究の考え方 研究方法論から SCAT による分析まで. 名古屋大学出版会.
- 伊藤哲司・杉浦彰子・槇田容子 (2023) 「川の記憶」の語りを伝承する－令和元年東日本台風による被災地での対話と語り合い－. 人文社会学論集, 2:219-230.茨城大学人文社会科学部.
- 上田洋平 (2023) 五感体験アンケートと地域マンダラで把握する地域の環世界. 地域活性研究, 18 : 109 – 118. 地域活性学会.
- やまだようこ(2000)人生を物語ることの意味—ライフストーリーの心理学. 人生を物語る
やまだようこ編著 —生成のライフストーリー. 1-38.

部会 B-3 【自由報告】

環境変動下における漁業管理と知識形成 ——カナダ北西海岸先住民のサケ漁業からの一考察——

吉村真衣（名古屋大学）

1. はじめに

気候変動の影響が顕在化する現在、地域における適応の問題がますます重要になってい る。気候変動をめぐって様々な文脈や要因が絡み合う状況下で、どのような影響が生じるか を特定し、具体的な対応策につなげる必要があることから、適応の問題は緩和の問題より複雑であるともいわれる (Giddens 2011)。ローカルな自然環境、社会環境の複雑性をふまえた適応策の重要性は環境社会学でも議論されてきた。環境社会学研究 26 卷「気候変動と専門家」特集では、気候変動に対する実践の場が「グローバルモデルの現場」(国際的な議論の場) と「地域環境の現場」(ローカルな場) に整理され、両者の間にあら「隔たり」が示されたうえで、その関係性を検討することの重要性が指摘された (立石 2020)。また地域住民にとって環境をめぐる知識や暗黙知が断片化されていることや、「科学知だけでなく在来知を含めた包括的な知識を再構成して共有し、納得するプロセスを地域コミュニティにも開いて明示的に行なうことが対応策となりうる」ことが指摘された (富田 2020)。

本研究で扱うカナダ北西海岸先住民は、古くからサケをはじめとする水産資源に依存してきたが、19世紀後半から拡大された商業ベースの近代的なサケ漁業の台頭によって周辺化されてきた。以後、彼らはサケをめぐるグローバル、ナショナルな政治経済的動向に常に影響されながらサケ漁業を継続してきた。近年では気候変動をはじめとする複雑な環境変動とサケ資源の減少に対し、先住民の伝統的な生態学的知識が注目され、知識の交換や統合について積極的に議論されている (Thompson, et al. 2020 他)。しかし政府や学識者が先住民との協同を主張する一方、報告者による先住民への調査からは、環境変動やサケ資源の減少に対して現行の漁業管理・資源管理政策が必ずしも十分に機能していないこと、それによつて先住民が漁業の縮小・撤退を選び始めていることが明らかになってきた。このズレをふまえると、従来のカナダ北西海岸にかかる政策や先行研究で理念的に掲げられてきた「科学知と先住民の知識をいかに統合するか」というフレームを用いて議論する以前に、現場において政策や科学知と先住民の生業や知識がどのような関係性にあるのかを実態に即して理解したうえで、どのような有機的な連関がありうるのかを検討することが必要と考える。本報告ではその中間報告をおこないたい。

2. 調査の対象と方法

2022年9月～2025年10月まで、ブリティッシュ・コロンビア州キャンベル・リバー市に5回訪問し、フィールド調査を実施した (2022年9月28日～10月9日、2023年9月15～30日、2024年10月24日～11月4日、2025年5月22～30日、10月1～27日)。先住民漁業者へのインタビューと漁の参与観察を中心に、科学者等の関連主体にも適宜インタビューをしながら、環境変動やサケ資源の減少と先住民漁業者に関する質的データを収集した。本報告では主に2025年10月のシロザケ (Chum) のテストフィッシングを取り上げる。テストフィッシングとは、政府に依頼された漁業者が科学者を同乗させて操業し、サ

ケの漁獲や生態に関するデータを収集するもので、政策判断や科学知形成のためのデータを漁業者と科学者がともに収集する重要な機会と位置づけられる。この現場で漁業者（本報告では先住民漁業者）と科学者、政府にどのような相互関係が形成されているのか、それは先住民の知識と科学知、政策の関係にどのような影響をもたらすのかを検討したい。

3. 結果と考察

カナダ政府は各種政策等で、科学者や先住民等と協力してサケをめぐる生態系の理解を進め、自然環境の複雑な変動に対応した漁業管理・資源管理をおこなうことを表明してきた。テストフィッシングはそのための重要な機会といえるが、調査からは中央集権的な実態と、背後にある政府と科学者、先住民漁業者の不均衡な関係性が明らかになってきた。

テストフィッシングの目的は主に、漁獲量から商業漁業の操業の有無や期間等を判断することと、サケの生態学的調査をすることである。まき網漁船でサケを獲るという行為自体は商業漁業と同じだが、その目的は異なっているといえる。調査からわかったのは、(1) 政府が商業漁業と同じ実施系統でテストフィッシングをおこなっていたこと、(2) テストフィッシングが若手科学者（臨時雇用）の研修的な場として位置づけられていたことである。つまりテストフィッシングは、政府が掲げる科学者、先住民と協力した知識形成に対して効果的な設計が目指されているというより、先住民漁業者を周辺化したトップダウン的な商業漁業のシステムを応用したものであり、かつ重要なアクターであるはずの科学者も船上でのデータ収集役にとどまり収集されたデータの分析からは周辺化されていた。これらが現場での先住民漁業者と科学者のコミュニケーションのすれ違いや、収集したデータの分析と商業漁業に関する政策的判断の中央集権化およびブラックボックス化をもたらし、先住民漁業者と科学者が現場でともにデータ収集をすることによる新たな知識形成や政策形成の可能性を阻んでいることが示唆された。報告ではこれらの点について議論を深めたい。

参考文献

- Giddens, Anthony, 2011, *The Politics of Climate Change*, Polity Press.
- Kim-Ly Thompson, et al., 2020, “Indigenous food harvesting as social–ecological monitoring: A case study with the Gitga’at First Nation” *People and Nature* (2): 1085–1099.
- 立石裕二, 2020, 「気候変動と専門家 —2つの「現場」のつながりに注目して—」 *環境社会学研究*(26) : 7-23.
- 富田涼都, 2020, 「ローカルな環境問題における気候変動問題の「遠さ」 —駿河湾サクラエビ漁業からの検討—」, *環境社会学研究*(26) : 60-79.

謝辞

本研究は北極域研究強化プロジェクト（ArCS-3）JPMXD1720251001の一環として実施しました。

部会 B-4 【実践報告】

大学キャンパスのシンボルツリーの機能発揮と価値醸成

——古木の保存と管理方法の決定が示すこと——

岩松文代（北九州市立大学）

1. 研究の背景と目的

大学キャンパスでは、創立時に樹木植栽が行われることが通常であるが、元々その土地にあった樹木をキャンパスの敷地に残したまま開学し、年月が経過した結果、それらが老樹、巨樹になっている場合も少なくない。また創立から長く経過してきている大学が増えている現在、当初に植栽した樹木が古くなって、当時の想定以上に巨樹になっていることも多い。北九州市立大学北方キャンパスでも、同様の樹木の点在が確認できる。これまで報告者は、同大学キャンパスの敷地に豊富な樹木の空間構成の分析や、学生へ行ってきた景観認識調査をもとに、最もシンボル性が高いと考えられる1本の樹木（ヤマモモ）を特定し（1）、現代の「古木化社会」といえる都市樹木の実態や世論を提示しつつ、本学の残存ヤマモモをめぐる関係主体の認識や管理方策の模索を行った（2）。

それらを受けて本研究では、その後、管理当局との協議を重ねたうえで保存する方向となつたヤマモモについて、保存の理念や現場の管理方法の協議などの実践を通して得た経験をもとに、大学シンボルツリーの機能発揮と価値醸成について検討することを目的とする。

2. 結果と考察

1) 保存と管理方法の決定

残存する当該ヤマモモは、2024年秋の基礎的な樹木診断の結果、幹の空洞化や根の劣化によって、太い枝や幹の折れなどの危険性の診断を受けた。2025年秋までは、近くを通行する人々の安全のために周囲に広く簡易柵が設置されており、次の対策が待たれていた。まず、2025年夏には管理当局との協議によって、ヤマモモの保存が承諾されることになった。そこには、さらに多くの事務担当者や樹木の専門家の意見が加わることが必要であった。ここで、ヤマモモに管理予算が投下されたことは、実質上、保存の決定を意味する。

次の課題は、樹木そのものの治療方法や周囲の施業方法であり、2025年の秋に向けて検討された。樹木医の診断は、樹木の健全性の診断であり、治療方法を確定する方法ではなく、周囲の環境整備の方法も決定されない。管理方法は、専門的な診断を受けて、関係主体で決めることになる。管理方法は、その樹木に期待される機能によるのである。管理当局としては、リスク回避と学生へのメリットの提供が最大の主張であった。そして広く関係者の合意形成も望まれるため、関心があれば意見が出せる話し合いや意見提出の窓口を設けた。

2) 管理方法と保存理念との関連性

もし、支柱を立てず、これまで親しまれてきたブロックリーのような樹木の形状だけをそのまま保存する場合には、簡易柵ではなく正式な柵を設置することになる。景観を最優先した観賞用のシンボルツリーである。しかし、これまでの樹木の話し合いの結果などを総合的に判断し、当局や造園業者との話し合いによって、まず樹木の立場に立った方法としては、樹木の健全化のために若干強めの剪定を行い、幹や根の腐朽を除去し、空洞の充填を行った。

隠れた枝の内側に落下しきれない枯れ枝が多くあった。そのうえで、人々の親しみやすさを取り戻すために柵の撤去を決定し、そのためにヤマモモの幹や枝を支える支柱を設置した。こうして樹木に近寄る関係者の安全を確保することになった。しかし、ヤマモモの立場からみた樹勢の健全性をまもるためにには、本来は樹下に人が通行せず、根の上を踏まないことが望ましい。その点では、当該ヤマモモに実施された管理方法は、樹木の健全性の保護と関係者の利用のメリットを得るために折衷案といえよう。

3) シンボルツリーの機能発揮と価値醸成

支柱を立てたことは、ヤマモモがそこに「ある」樹木ではなく、「保存されている」樹木になったことを物語る。景観的には、樹木そのままではなく支柱がついた庭園木のような景観である。ただし、柵が撤去できたことで、近寄れない樹木ではない。これまで通り、実をつまんでもいいし、樹下で集ってもいい。こうした保存と管理方法の決定によって、ヤマモモはシンボルツリーとしての新段階の機能を発揮することになった。さらに、キャンパスの樹木全体への関心や、関係者にとっての価値の醸成に向かうことになると推測される。

4) 「古木化社会」における大学キャンパスの樹木保存

「古木化社会」がすすみ、都市の植栽樹木、なかでも古い巨樹、老樹の保存のためには、ますます管理予算が必要になってくる。今後の日本の中では、シンボルツリーと認識して保存される樹木のほかに、対応が必要になり管理費用を要する樹木が多く発生するだろう。こうした点から、本研究では「古木化社会」の概念において、残る（残す）「古樹」と伐採されて利活用される「古材」の存在も提起し、古い樹木と人間社会のあり方にも言及したい。

謝辞

本研究は、2025年度北九州市立大学特別研究推進費を受けた研究を一部に含んでいます。分担研究者の大平剛教授、石松一仁教授、ならびに事務当局関係者に感謝の意を表します。

引用発表・文献

- (1) 岩松文代（2025）巨樹・老樹のある空間構成と景観認識－日常生活圏での「古木化」と心情のつながり－、第37回日本比較文化学会九州支部大会、福岡市、2025年2月15日
- (2) 岩松文代（2025）古木の残存から保存への認識の転換と管理方法の模索－大学敷地のシンボルツリーをめぐって－、第71回 環境社会学会大会（部会D「自然と社会をつなぐ経験と認識」）、立正大学、2025年6月22日

部会 C-1 【自由報告】

アジェンダセッティングと「公論形成の場」

——高レベル放射性廃棄物処分地選定をめぐる二つの「対話の場」を事例として——

山田理恵（名古屋大学大学院）

1. 目的

本報告は、迷惑施設の立地問題をめぐる「公論形成の場」を検討する際、アジェンダセッティング（議題設定）に着目する重要性を示すことを目的とする。高レベル放射性廃棄物処分地選定プロセスの第一段階である文献調査の実施に伴って設置された北海道寿都町と神恵内村の「対話の場」を事例とする。

迷惑施設の立地をめぐる合意形成過程で、地域住民は単なる意見聴取にとどまらず主体的な関与が求められるようになってきた。しかし実態を伴っているかどうかは注意深く精査する必要がある。住民参加はしばしば推進主体による説得の場やアリバイづくりとして利用されてきたからだ。本稿が事例とするのは、「対話の場」は、寿都町と神恵内村で同時期にいずれも処分事業主体の「原子力発電環境整備機構（以下、NUMO）」と地元行政が共同で設置し、住民20人ほどが委員になった。しかし、二つのアリーナには違いが見られるようになった。寿都町では文献調査の報告書作成が最終的な段階に入った2023年9月の17回目以降、会合が開かれなくなった。一方、神恵内村はその後も続き、2025年5月に21回目が開催されている。また、神恵内村では賛成、反対それぞれの立場の専門家が登壇するシンポジウムが2回開かれているが、寿都町では検討されながら実現しなかった。では、なぜ二つの「対話の場」に違いが生じたのだろうか。

船橋晴俊はアリーナが設置されても内実的な「公論形成の場」に「成熟」するとは限らないと述べている。要因の一つとして、即時の利害関心の追求といった中央省庁や企業の組織的体質や構造を挙げている（船橋 2000）。また、推進主体と住民運動との相互作用に着目し、課題を見いだしてきた研究もある（足立 2001；土屋 2008）。しかし、本報告の事例はいずれも同じ推進主体が設置し、明確な対抗運動が不在のアリーナである。そこで発表者が着目するのは、「対話の場」におけるアジェンダセッティング（議題設定）である。意思決定につながるようなアリーナで、何を検討し、しないのかが選別されるプロセスがアジェンダセッティングである。高レベル放射性廃棄物の処分はさまざまな論点を内包し、「対話の場」でどのような課題を議題として設定するのかには「競合」と「選択」が生じるはずだ（Hilgartner & Bosk 1988）。であるならばアジェンダセッティングに、「公論形成の場」の基盤となるような参加者の平等性や場の公開性（足立 2001）を見いだすことができるのではないかと発表者は考えた。

2. 調査の対象と方法

2021年12月～2025年8月に実施した現地、オンライン、電話での複数回の聞き取り調査データ、NUMOのホームページで公開されている「対話の場」議事録、動画、公開資料を分析対象とした。聞き取りの対象者は両町村の「対話の場」委員、NUMO職員である。

3. 結果と考察

寿都町「対話の場」では会合中および会合外で出た委員の意見や提案のうち、どれをどのように議題として設定するのか／しないのかは NUMO 側が決めていた。にも関わらず、会合ではあたかも委員の要望がそのまま議題設定されたかのような説明を繰り返していた。例えば、委員から「六ヶ所村の住民と交流したい」という要望があると、NUMO 側は「寿都町の課題解決のために原子力の先進地である六ヶ所村から学ぶ」と問題設定し、六ヶ所村役場の幹部職員を会合に招いた。にもかかわらず「皆様からの、青森県六ヶ所村の原子力関連施設の誘致からこれまでの経緯、背景についてお話しを伺いたいという、ご希望にお答えする」と、委員の希望がそのまま議題となったかのような説明していた。こうしたやりとりは他の議題設定でも見られた。また「反対派の専門家を呼びたい」という要望は繰り返し出されたが、NUMO は他の要望もあることを理由に採用しなかった。

一方、神恵内村「対話の場」で議題設定を主導していたのは、住民によって構成される運営委員会だった。運営委は委員全員さらには住民全体が議題設定に関与できるようアンケートを実施した。その後も運営委は NUMO 側に議題設定を主導されないよう注意を払った。会合を重ねるうちに「対話の場」でも議題設定について議論されるようになっていった。田畠真一はハーバーマスの議論をふまえ、公共圏は「自由なコミュニケーションを通じた公論の生成によって、『何が社会全体で取り組むべき課題なのか』というアジェンダを設定する機能を担う」と述べているが（田畠 2020:31）、神恵内村「対話の場」は、コミュニティで話し合う議題設定を担う役割を果たしていた。

まとめると、寿都町「対話の場」では、NUMO 側が話し合いたいことが議題として設定された。それゆえ、文献調査が一段落すると会合は開かれなくなった。一方、神恵内村は委員が議題設定していたため、彼らが聞きたいこと、話し合いたいことがある限り、会合が続くのである。以上の分析を踏まえ、アジェンダセッティングに着目することで「公論形成の場」が創出されているのかどうか分析することが可能であると主張したい。

参考文献

- 1) 足立重和, 2001, 「公共事業をめぐる対話メカニズム—長良川河口堰問題を事例として」 船橋晴俊編『加害・被害と解決過程（講座環境社会学 2）』有斐閣: 145-176.
- 2) 船橋晴俊, 2000, 「熊本水俣病の発生拡大過程における行政組織の無責任性のメカニズム」 相関社会科学有志編『ヴェーバー・デュルケム・日本社会』ハーベスト社、 129-211.
- 3) Hilgartner, Stephen and Charles, L. Bosk, 1988. "The Rise and Fall of Social Problems : A Public Arenas Model.", American Journal of Sociology, 94-1 : 53-78 .
- 4) 田畠真一, 2020, 「公共圏と民主主義」 田村哲樹・加藤哲理編『ハーバーマスを読む』ナカニシヤ出版: 25-52.
- 5) 土屋雄一郎, 2008, 『環境紛争と合意の社会学: NIMBY が問いかけるもの』 世界思想社.

部会 C-2 【自由報告】

原子力災害における仮設校舎の閉所はいかなる意味を持つのか

——場所の喪失の観点から考える——

千葉偉才也(福島大学)

1. 背景・目的

東日本大震災および福島第一原発事故によって避難を余儀なくされた自治体は教育の継続を確保するために避難先に仮設校舎を設置した。震災から十五年を迎える現在、帰還政策の推進に伴い、役場や学校は元の自治体に戻り、仮設校舎は双葉町を除きすべて閉所した。子どもたちは帰還した自治体内に再開された学校や避難先地域の学校に通っている。こうした状況は一見すると、避難先の仮設校舎がその役割を終え、自治体や住民は復興に向かって進んでいると捉えることができる。だが、高木(2020)が指摘するように、帰還偏重政策から漏れ落ちる住民、つまり避難先に留まる選択をした人々にとっては仮設校舎の閉所は必ずしも復興と結びつくものではない。このような問題意識のもとで本報告では、「仮設校舎の閉所」がいかなる意味を持つのかを、「場所の喪失」の観点から検討する。

従来の被災地教育研究には、避難初期の教育継続や学校運営の困難に焦点を当てたもの(阿内 2015;吉田 2018 など)や、避難先で新たに始まった教育カリキュラムに関するもの(吉田 2020,2021 など)がある。しかし、仮設校舎の閉所や避難先での教育活動の終わりに注目した研究はほとんど存在しない。

他方で、避難元の地域への帰還の圧力の影響を検討する際に、住居だけでなく、子どもたちにとっての居場所たる学校を避難元の地域に戻すということ、そしてそれに伴う仮設校舎の閉鎖を捉えることで復興政策の影響を立体的に捉えることが可能となると考える。

関(2013)は、原発事故による避難を「強制された避難」として位置づけ、避難そのものに被害が内在することを指摘した。さらに関(2018,2021)は、原発事故の被害を「ふるさと喪失」や「ふるさと剥奪」として概念化し、生活世界の破壊と権利侵害の重層性を明らかにしている。関の概念を援用すれば、仮設校舎は子どもたちにとって居場所であり、「子どもが根差す一時的な土地」として、その閉所を「ふるさと」と近似する場の「剥奪」と捉えることができるのではないだろうか。

自然災害からの復興であれば、復興に向かう移行期の場所として仮設校舎は存在し、その閉所は復興に近づく望ましい状態となる。しかし、原発事故被災自治体では、長期避難と移住の間で宙づりになる住民が存在したまま仮設校舎が閉じられる点に、原子力災害の特異さと困難が存在する。

本報告では、仮設校舎を「制度的には避難の延長線上にある教育空間」として位置付け、その閉所を関係者がいかに経験したのかを明らかにすることを目的とする。具体的には、会津若松市に設置された大熊町立大熊中学校仮設校舎を事例とし、在校生、教員、地域住民が閉所をいかに意味づけているのかを考察するものである。

2. 方法

報告者は、2020 年 9 月から閉所となる 2021 年 3 月まで大熊中学校仮設校舎に滞在し、参与観察と資料収集を行った。また、仮設校舎の閉所期に携わった関係者 15 名(当時の在校

生3名(以降、生徒)、教員9名、地域住民3名)への半構造化インタビューを実施した。

3. 結果・考察

本調査から明らかになったのは、以下の二点である。

第一に、生徒たちは仮設校舎の閉所を「場所の喪失」としての認識を持っている一方で原子力災害における被害としての意識は薄いということである。たとえば生徒による「家の次になくなったら悲しい、同じくらい大切な場所」という語りからは、関(2018,2021)が指摘をする「ふるさとの剥奪」の意識との近似性が指摘できる。つまり、避難先においても新たなるふるさと剥奪を生み出してきた示唆であるが、同時にそれらを原子力災害の被害として捉える意識は薄いということである。

第二に、仮設校舎は行政により制度的に設置された単なる物理的な施設ではなく、社会的な関係や活動によって形成された場所ということである。被災した教員は仮設校舎の閉所を「一緒に被災をし、一緒に立ち直った。」と語り、施設の終焉を自らの避難経験の区切りと位置付けた。また、地域住民は仮設校舎の設置から閉所まで継続的に仮設校舎と関わり、生徒や教員とは異なるまなざしを向けていたことも場所を形成する重要な要素であった。

仮設校舎の閉所は、行政が「仮設」として設計した制度的空間と生徒・教員が生活・記憶を重ねて表象された場所の二重性を解体し、場所の喪失をもたらしたと指摘できよう。

参考文献

- 阿内春生,2015,「原発事故への対応と教育の復旧・復興」,青木栄一編『復旧・復興へ向かう地域と学校』東洋経済新報社.
- 関礼子,2013,「強制された避難と『生活(life)の復興』」『環境社会学研究』19:45-60
———,2018,『被災と避難の社会学』東信堂.
- ,2021,「『ふるさと剥奪』と『ふるさと疎外』」『応用社会学研究』63:45-55
- 高木竜輔,2020,「原子力災害からの復興とは何だったのか」高木竜輔・佐藤彰彦・金井利之編『原発事故被災自治体の再生と苦悩 富岡町10年の記録』第一法規,341-369.
- 吉田尚史 2018,「全町避難を強いられた教育委員会による「学校再開」に関する研究－福島県浪江町を事例として－」『学校経営学論集』6:21-30.
- ,2020,「東日本大震災による全町避難後に再開された浪江小学校の教職員による教育実践の構築過程」『学校経営研究』43:57-71.
- ,2021,「「災害経験の継承」をねらいとしたカリキュラム改革の意義と課題－福島県双葉郡における「ふるさと創造学」の策定過程－」『日本教育経営学会紀要』63:87-104.

備考：本研究は科研費事業(23K11576)の研究成果の一部である。

部会 C-3 【自由報告】

洋上風力発電における「海域」と「資源」をめぐる利害関係の複雑性

平春来里（名古屋大学）

1. はじめに

日本の洋上風力発電の開発は、2025年11月時点で13の海域が促進区域に指定され、それぞれの海域で事業者の選定が進んでいる。洋上風力発電は、これまでの陸上風力発電と比べても、経済的かつ設備容量的にも大規模であること、重要なステークホルダーの属性が大きく異なること、海面の所有・利用・管理の考え方が一般的な土地とは異なるなどの理由から、これまでの再生可能エネルギーのガバナンス研究の成果だけでは対応できない課題がある。本研究の目的は、洋上風力発電における「海域」と「資源」をめぐる利害関係を明らかにすることで、今後の洋上風力発電の利害関係者の選定に新たな視座をあたえることである。洋上風力発電に関する意思決定アリーナで、どのようなアクターについて言及がなされているかに着目し、そこで絡み合う利害関心を記述する。

2. 研究方法

本研究は質的テキスト分析（Kuckartz 2014=2018）を用いて①山形県遊佐町沖の複数の協議会や住民説明会、そして②促進区域に指定された複数の海域の法定協議会、の議事録を分析する。①の分析ではとくに「海域」をめぐる利害関係者の議論に着目して分析を行う。地域内の議論における論点の変遷と、各アリーナに参加する利害関係者の関連を明らかにする。本研究では利害関係者の定義を「意思決定やそれに伴う行動によって影響を受ける誰か、またその結果に影響を及ぼす力を持つ誰か」（Freeman 1984）とする。その上で「協調・振興・共生カテゴリー」「直接影響カテゴリー」「間接影響カテゴリー」を設定し、利害関係者ごとの発言の違いを比較する。②の分析では、複数の海域の議論を比較する。各海域をつなぐ存在として海洋資源、とく海洋生物に着目する。複数の海域にわたって意思決定アリーナに登場する海洋生物について、それらがどのように言及されているのかを記述する。海洋生物への言及に着目することで、ある資源をめぐる利害関係を、複数海域で繋げて分析することができる。これらの議事録分析に加え、これまで実施してきた聞き取り調査のデータも加えながら、人々と海洋資源のネットワークを明らかにする。

3. 結果

1つ目の「山形県遊佐町沖の複数の協議会や住民説明会の分析」からは、住民説明会、特定の関係者が参加する事前協議の場、法定協議会へとアリーナが移り変わる過程で、それで言及される／言及されないキーワードがあることを確認した。ある論点が正当性を獲得し、アリーナ間を移行するには、何らかの差異があることが考えられる。

また、質的テキスト分析の結果からは、洋上風力発電の海域をめぐって、多様な捉え方が明らかになった。「協調・振興・共生カテゴリー」の整理からは、漁業協調、漁業振興のそれぞれの言葉の意味合いをめぐって議論がなされていたことがわかる。他方で「直接影響カテゴリー」「間接影響カテゴリー」の分析からは、漁業だけではなく、生物や景観といった、あらゆる対象への影響が議論の対象となった。どちらも影響の最小化や回避が議論されて

おり、洋上風力発電の建設をめぐって何らかの影響がもたらされることが前提となっている。「直接影響」と「間接影響」の明確な区別はないが、因果関係・蓋然性・暴露量等の観点から整理した。海域を中心とした議論の分析からは、風力発電所の建設により何らかの影響が生じることは不可避であると捉えられ、多様な影響の種類や、その性質についてさまざまな議論があることが分かった。

2つ目の「促進区域に指定された複数の海域の法定協議会の分析」からは、回遊性魚類である、サケ・マス・ブリなどについて新潟県沖から秋田県沖まで広い範囲で言及が見られる。さらに、サクラマス、アユ、ヤツメウナギといった海と川を行き来する魚の存在も指摘され、陸域と海域のつながりが強調されている。また底魚資源であるハタハタについては、日本海全域から北海道まで分布していることが指摘されている。各地域で親しまれている魚種でありながら、海域を超えた重要種として捉えられる。

また聞き取り調査からはサケの人工孵化事業において、不作の地域がある場合は、地域間での卵の共有がなされていることがわかった。採卵を行っている地域で成魚が不作だと、他地域の人工孵化事業にも影響が及ぶ。洋上風力発電事業の影響が、海域単体だけではなく、広範囲に及ぶことがわかった。

4. 考察

本研究は、洋上風力発電に関する協議会の分析から、ステークホルダーの範囲を再考することを目的とした。法律に基づいて設置される形式的な協議会の分析が主でありながら、アリーナ間の論点の変遷や質的テキスト分析を実施することで、ステークホルダー間の微妙な認識の違いが明らかとなる。論点の移行のメカニズムについてはさらに調査が必要となるが、影響に関する幅広い論点に対して、意思決定アリーナで、漁業者に当事者性が大きく偏って付与されていることが、原因のひとつとして考えられる。論点が恣意的に取捨選択されていないかという点が、洋上風力発電の手続きにおいて注視されるべき点だろう。

また、意思決定アリーナに登場する海洋生物をキーワードとして、海域を超えたステークホルダーの範囲を探った。これにより、回遊性魚類は日本海側の洋上風力発電の計画地すべてで問題提起されていることがわかった。また陸域も含めた多様な関係性を、協議会の議論を通して辿ることができる。このように、現在、各海域で、洋上風力発電の開発に関する議論が展開されているが、実際は陸域よりも複雑なステークホルダーの関係性が含まれている。本研究を通して、法定協議会の議論の多角的な分析から、利害関係の複雑な状態を浮かび上がらせることができると示した。今後洋上風力発電は、排他的経済水域を含めた、さらに沖合への開発が検討されている。沖合になるほどステークホルダーの選定は困難となる。「海域」と「海洋生物」の両方の観点からステークホルダの整理を試みた本研究の方法論は、今後の事業の手続きを検討するにあたって示唆を与える可能性があるだろう。

参考文献

Kuckartz, Udo, 2014, Qualitative Text Analysis: A Guide to Methods, Practice & Using Software, Los Angeles: Sage (佐藤郁哉訳, 2018, 『質的テキスト分析法—基本原理・分析技法・ソフトウェア』新曜社.)

Freeman, R. Edward, 1984, Strategic Management: A Stakeholder Approach, Boston: Pitman.

部会 C-4【実践報告】

岡山県真庭市における生ごみメタン発酵施設の地域拠点化を目指す取り組み

大塚彩美（東京大学）・兵法彩（東京都市大学）

1. 背景

本報告は、昨年度秋の大会での自由報告「生ごみ分別によるメタン発酵施設導入に関する社会的受容性」の第2報としての位置づけにある。昨年度の報告では、地域の環境と経済の自律的発展を可能にする地域循環共生圏の構築に資するとされる生ごみ分別・メタン発酵施設の導入をめぐる社会受容性の実際を明らかにすることを目的に、自治体規模や分別方法、副産物の処理方法などが異なる複数の施設の事例報告を行い、施設導入から稼働に至るプロセスや稼働後の運用に関わる主体と各主体の関係性などを整理し、社会受容性向上の鍵となる共通項や差異を検討した。この背景には、生ごみ分別を含むメタン発酵施設導入の「社会受容性」を、新しい技術や制度に対する、ある時点の立場や態度（例えば生ごみ分別に協力を得られるのか）と捉えるだけではなく、関連するアクターの相互作用とその変容を含めたプロセスと捉えるべき（Wolsink, 2018）との考えがある。

プロセス検討の中で浮かび上がった特徴的な事例が本報告の対象、岡山県真庭市の事例である。多くのメタン発酵施設が既存のごみ処理施設の敷地内や更新用の隣地に設置されており、いわゆるごみ処理に関する社会的受容研究としてまず浮かぶ「施設立地」に関する課題に直面していない中で、そうした立地を選ぶこともれっきとした受容性に関する戦略であるが、真庭市の事例では当初新しい地域への施設導入を目指すも、地元の反対によりプロジェクトが中断に追い込まれた経験があった。メタン発酵施設自体はその実再生可能エネルギーの施設と位置付けられる。しかし、未利用資源として廃棄物やごみを想定した場合、地域コミュニティからは、元來のごみ処理施設=迷惑施設として捉えられるリスクを切り離せないことは忘れてはならない観点であることをこの事例から指摘した。同時に「ごみ処理施設」の概念自体を「資源有効活用施設」として変えていくための啓発やコミュニケーションが必要であり、そのような側面は今後より重要となっていくと考えられると報告した。本報告は、この「ごみ処理施設」の概念自体を「資源有効活用施設」、さらには「地域交流の拠点」として育てていこうという、取り組みの実践報告である。

2. 対象事例

本報告の事例対象である真庭市の生ごみの処理・メタン発酵施設（図1）は、正式名称を真庭市くらしの循環センターといい、「まにくる～ん」という愛称がつけられている。この愛称は、市民の公募によって決められたもので、真庭市の名前と資源がくるりと循環する様を合わせたものである。まにくる～んでは、真庭市内の生ごみとし尿、および近隣の新庄村、美咲町（旧旭町）、鏡野町（旧富村）のし尿をメタン発酵しバイオガス発電及びバイオ液肥を製造している。2024年9月に完成し、試運転を開始した新しい施設である。この施設の完成を機に、それまでプロジェクト中断の期間を含めて約10年にわたり市内の先行モデル地区で始めていた生ごみの分別を全市に順次拡大し、2025年1年にはフル稼働開始に至った。報告者は、真庭市において脱炭素市民会議を複数年に渡り開催してきた中で、2024年10月には、完成間もない（施設機材としては未稼働の）センターにおいて脱炭素市民会議

を開催したり、市民と施設の接点を作る役割の一端を担ってきた。さらに、2025年8月には、夏休み親子見学会に合わせて足湯カフェを企画、実践した（図2）。足湯カフェの企画は脱炭素市民会議を開催した際に参加者からのアイデアとして挙がったものであるが、報告ではこれを実践するまでの真庭市やセンター関係者とのやり取りを含めて報告する。さらにこの足湯カフェ企画の成功を受けて、秋には市役所が中心となって「まにくる～ん祭」を企画、真庭市では各所で盛んにおこなわれているマルシェがまにくる～んの敷地において開催された（図3）。いずれも成功裡に終わり、特に食べ物を提供するカフェやマルシェ企画が「ごみ処理施設」で行われることに抵抗が生まれない、クリーンで先進的な施設であるということが市民に伝わり、またその実感が得られたことが、市役所とセンターの関係者の自信につながっていると感じられる実践の場であった。



図2 足湯カフェの様子



図3 まにくる～ん祭 マルシェの様子

3. まとめにかえて

本報告では、昨年度自由研究として報告した生ごみ分別を含むメタン発酵ガス化施設の導入をめぐる社会受容性の続報として、今度はごみ処理施設を資源の有効活用施設、さらには地域拠点として育てるプロセスとしての実践を報告した。今後はこの実践を研究的な問い合わせて検討し、深めていきたい。

参考文献

Wolsink, M. 2018, Social acceptance revisited: gaps, questionable trends, and an auspicious perspective, Energy Research & Social Science, 46, 287-295

謝辞

本研究は、環境省・独立行政法人環境再生保全機構の環境研究総合推進費革新型研究開発（若手枠）「社会的受容性に着目したバイオマス資源循環利用促進のためのライフサイクル思考」（JPMEERF20233R04）により実施した。

部会 D-1 【自由報告】

新潟水俣病と「当事者参加型リサーチ」1：今日の「差別」をめぐって

松元圭（新潟医療福祉大学）・関礼子（立教大学）・小堀晶子（新潟医療福祉大学）

1. 新潟水俣病の現在と「当事者参加型リサーチ」

2025年は新潟水俣病公式確認から60年の節目であるが、今日も新潟水俣病患者による裁判は続いている。「新潟水俣病阿賀野患者会」（以下、患者会）によるノーモア・ミナマタ第2次新潟訴訟である。

60年の節目にあたり、患者会は、救済されているか否かを問わず、新潟水俣病の被害を抱えつつも、「より良い生を生きる」ためのニーズを提供できないだろうかと考え、患者会の会員に調査を実施したいと考えた。われわれは、そうした要望に応え、学術的な議論に耐えうる調査、被害実態の解明や被害当事者のウェルビーイングに資する調査を提案した。この調査は、調査設計から実査、分析に至るまで、患者会と議論・協同して行った「当事者参加型リサーチ」という特徴がある（薬害HIV感染被害者（遺族）生活実態調査委員会 2003）。

本報告は、このアンケート調査結果をもとに、新潟水俣病患者の被害実態を「差別」を軸に報告し、続く小堀報告では、被害者のウェルビーイングについて考察していく。

2. アンケート調査の概要

本アンケート調査は、2025年7月から9月にかけて、患者会と共同で実施した悉皆調査である。対象者は会員291名で、不能票3票を除く288票に対し、168票の回答を得た（回収率58.3%）。調査票は単一回答式、複数選択式、自由記述式の全34問で、質問内容は4項目（①健康被害、②介護・福祉、③差別、④回答者の属性や考え方）で構成されている。

3. 健康被害の状況

患者会は、公健法上の水俣病に認定されてはいないが、特措法で救済された患者と、救済から漏れた患者とで構成されている。その自覚症状を、認定患者、および第2次訴訟で裁判原告が多数出た千唐仁地域の自主検診運動の結果と比較すると、症状には類似の傾向があり、救済されていない患者の症状が軽いといえないことがわかる。ここを出発点にして、以下、①患者会の患者はどのような「差別」を経験してきたのか、②いかなる「差別」が現在も残存しているのか、③これまで論じられてきた「差別」（飯島・船橋編 2006; 堀田 2002; 関 2005; 関礼子ゼミナール編 2016）に変化はあるのか、調査結果をもとに論じていく。

4. 差別の経験と差別への恐れ

本報告では、これまでの差別経験の有無とその内容、直近1年内の差別経験とその内容、差別・偏見をめぐる社会の変化についてたずねた質問への回答結果を中心に報告する。

分析の結果、自身が水俣病であることを家族に伝えていると答えた回答者は全体の半数を超えていた。しかし、裏を返せば4割を越える回答者が家族にも自身の病を明らかにしていないと見ることもできる。差別経験に着目すると、これまでに差別を受けた経験があると回答した者は全体の10%に満たなかった。しかし、「誰にも知られないようにしているから差別を受けたことはない」と答えた回答者は30%を越えた。このことから、実際の差別

経験の有無にかかわらず、回答者が差別を恐れていることがうかがえる。

具体的な差別経験では、「馬鹿にされたり、悪口や陰口を言われた」、「補償金や一時金をもらったと嫌みを言われた」、「水俣病なのになんであんなに元気なのかと言われた」や、「欲張り、金欲しさで申請したと言われた」等の経験に回答が集中した。直近1年以内の差別経験については、「まだやっているのかなど水俣病問題が終わったことのように言われた」、「元気だねと言われた」、「病院で検査を受ける際に雑な扱いを受けた」などの選択肢を選択する回答がそれぞれ10件前後確認された。自由記述においても病院での差別的な扱いや、自分が水俣病であることが露見することを恐れる記述が複数確認された。

差別・偏見の変化についてたずねた質問では、「差別・偏見は変わっていないと思う」「差別・偏見は強くなった」とする回答がそれぞれ28%、2%となった。「どちらとも言えない」とする回答が最も多く、全体の38.7%を占めた。「差別・偏見は弱まっていると思う」「差別・偏見はなくなった」とする回答は、それぞれ24.7%、6.7%となっており、差別・偏見の弱化を実感している回答者は3割程度しかいないことが明らかとなった。

5. セルフステイグマとしての残存

上記の結果より、新潟水俣病発生直後から第二次訴訟時に生じていた村八分や、婚姻、就職に影響する実質的差別は減少したことが明らかになった。また、差別を受けたとする回答が限定的であることからも、表立っての差別や偏見は減少したと見ることができる。

しかし、本調査の結果からは、当事者は具体的な差別を受けていないとしても、差別・偏見そのものが弱化したとは考えていないことが示された。差別・偏見を伴うステイグマの弱化については、不知火海沿岸を対象とした研究でも報告されている(牛島ら 2012)。しかしながら、先行研究が論じているステイグマは外的ステイグマである。

本調査の結果は、上記の水俣病を対象とした研究で論じられているステイグマとは別種のステイグマの残存だと考えられる。これは、精神障害者を対象とした研究で頻繁に指摘されるセルフステイグマと同様のステイグマを当事者らが抱えていることを示唆するのではないだろうか。つまり、従来の差別・偏見は弱化しつつあるものの、当事者の抱えるセルフステイグマは根強く残存しているのである。

参考文献

- 斎藤恒・萩野直路・旗野秀人 1981「新潟水俣病患者と認定の問題」『公害研究』10-3:36-42.
堀田恭子, 2002, 『新潟水俣病問題の受容と克服』東信堂.
飯島伸子・船橋晴俊編, 2006, 『新潟水俣病問題: 加害と被害の社会学』東信堂.
関礼子, 2003, 『新潟水俣病をめぐる制度・表象・地域』東信堂.
関礼子ゼミナール編, 2016, 『阿賀の記憶、阿賀からの語り: 語り部たちの新潟水俣病』新泉社.
薬害HIV感染被害者(遺族)生活実態調査委員会 2003『2003薬害HIV感染被害者遺族調査の総合報告書』薬害HIV感染被害者(遺族)生活実態調査委員会.
牛島佳代・成元哲・丸山定巳, 2012, 「不知火海沿岸地域住民の健康度を規定する社会的要因の探索——水俣病補償者割合という地域特性に着目して——」『環境社会学研究』18: 141-154.

部会 D-2 【自由報告】

新潟水俣病と「当事者参加型リサーチ」2：被害者のウェルビーイングを求めて

小堀晶子（新潟医療福祉大学）・関礼子（立教大学）・松元圭（新潟医療福祉大学）

1. 新潟水俣病患者のウェルビーイング

「差別」に関してセルフスティグマの存在を指摘した第1報告に続き、本報告では、新潟水俣病阿賀野患者会（以下、患者会）のQOL（Quality of Life; 生活の質）がいかなる状況にあり、病を抱えながらも「より良い生(well-being)」のために何が必要かを考察していく。

新潟水俣病患者である会員のQOLをいかに高めうるかを検討することは、当事者参加型リサーチとして実施した本調査の主たる目的のひとつであった。個々の症状を緩和させることができると適切な医療につなぎ、高齢化にともない増えるであろう介護・福祉ニーズをふまえて、水俣病の手帳保持者が利用可能なサービス情報を如何に伝えていくか。そのために患者会はどのような活動をなしうるか。

本報告は、調査結果に基づき、患者の介護・福祉をめぐる状況と主観的健康度を明らかにし、そのうえで公害患者の医療の「貧困」や、QOLを高めるための処方箋を描いていく。

2. 回答者の介護・福祉をめぐる状況と主観的健康度

本調査の回答者は、平均年齢が76.68歳で、男女比は、男性40.7%、女性59.3%であった。健康被害の状況は、先行研究とほぼ同様の結果であったことに加えて、水俣病と認定されず救済から外れている患者であってもその自覚症状は決して軽度ではないことが示された。介護サービスの利用状況は「利用していない」が78.6%であり、介護認定については、回答者のうち55.4%が要支援・要介護認定いずれも受けていないことが明らかとなった。QOLに関して主観的健康度を6割以上の回答者が自身を健康ではないと感じている。1~10点で評価する生活満足度は中央の5点が最も多く（25.4%）、満足とも不満足とも言えないとする回答が全体の約4分の一であることが示された。

3. 治療へのつながりにくさと水俣病に関する医師の認識不足

報告1で示したように、患者会の会員は、認定患者や自主検診受診者と類似の症状を有しており、新潟水俣病患者として救済を求めていた。しかしながら、症状を治療する際に、水俣病としては「今までに治療を受けたことがない」との回答が28%に上っている。さらに、水俣病の治療で一番困っていることを問う項目では、「医師が水俣病のことを良く知らない」という回答が25.5%となっており、通院にかかる時間や費用という回答を上回った。このことは、水俣病が通常の病気の治療とは異なって、水俣病患者を診察し、治療に携わったことのある医師につながることが難しい病気であることを示唆している。

4. 健康ではないが、生活満足度は低くない

本調査では、6割以上が自身を主観的には健康ではないと感じていることが明らかとなつた。では、QOLはどのような状況にあるのか。主観的な生活満足度を評価するために、調査項目を設定した。その結果、全体の約4分の1が自身の生活を満足とも不満足とも言えないと捉えていた。ここで注目すべきは、生活満足度が8点以上の者も12%と少数ながら

も存在することである。さらに、生活満足度は、水俣病であることを家族全員が知っている者(5.24点)に比べ、水俣病であることを隠している者で低かった(3.83点)。つまり、生活満足度が高い者は、水俣病であることを打ち明けられる家族関係などを有していることが示された。

5. 医学教育としての公害病教育の必要性と水俣病患者の QOL 向上へ向けて

上記の結果より、第一に、医師の水俣病に関する認識不足から水俣病患者が適切な治療を受けられず、現在もその症状に苦しんでいることが示された。これまでに水俣病の治療を受けていない患者は本調査対象の 4 分の 1 に上っている。水俣病の治療に際して、そもそもどの標榜科を受診すべきかわからないことに加え、医師の水俣病に関する認識不足が大きな問題として挙げられた。このことから、医学教育として公害病の被害認識に基づいた知見の習得の必要性が示される。

第二に、水俣病が根治しない病であるからこそ、患者らの QOL の向上が重要である。宮部(2007)は、胎児性水俣病患者へのインタビュー調査から、水俣病を受けとめ、肯定的な自己認識の促す 3 つの要素を見出した(宮部 2007)。こうした生の肯定的側面は、本調査では生活満足度の高さとして示される。家族を含めた社会関係の良好さが患者の QOL を向上させるという本調査が示す知見は、患者の孤立を防ぐ支援の必要性を示唆している。

6. 当事者参加型リサーチによる実践と政策提言

患者会と共同した本調査により、セルフステイグマの存在(第 1 報告)と、病を抱えながらも「より良い生」を生きるために QOL をあげていく必要性が明らかになった(本報告)。

水俣病の学習会などを通じて「仲良しクラブ」(セルフヘルプ・グループ)として成立したという経緯を持つ患者会は(酢山 2012:185)、本調査の結果をもとに、既に救済された会員を含めた、患者会全体の汲み取り、QOL を高める活動を実践することを考えている。

同時に、本調査の知見を政策提言につなげていくことも今後の患者会の課題となる。新潟県の「新潟水俣病地域福祉推進条例」によって、差別・偏見の解消を目的にした施策が進められてきたが、差別の実情の変化をふまえ、その施策の内容も変化させていくことが必要だろう。新潟水俣病の公式確認から 60 年の節目に、花角英世新潟県知事は「ふるさとの環境づくり宣言 2025」で、あらためて「水俣病であることを隠さなくて良い誰もが安心して暮らすことのできる地域社会」の実現に取り組むことを宣言した。患者会と学術が共同して実施した本調査結果を、今後の新潟県の施策の形成・実現に活かしていくことが課題となる。

参考文献

- 酢山省三, 2012, 「ノーモア・ミナマタ新潟闘争の始まり」, 新潟水俣病阿賀野患者会・新潟水俣病弁護団・新潟水俣病共闘会議『阿賀は訴える——こんどこそノーモア・ミナマタを!』新潟日報事業社.
- 新潟県, 2025, 『令和四年度県内介護保険実施状況』, 新潟県ホームページ, (2025 年 11 月 1 日取得, <https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kourei/1194797776208.html>)
- 宮部修一, 2007, 「水俣病を病む障害者についての事例研究——Salutogenesis の観点からみた水俣病を受けとめる過程——」『社会関係研究』12 (2) : 75-120.

部会 D-3 【実践報告】

イタイイタイ病訴訟資料の電子アーカイブ化と保存継承への課題

藤川賢（明治学院大学）・渡邊伸一（奈良教育大学）

1. はじめに

政府による公害病認定の第一号であり、公害訴訟で被害住民が勝訴判決を得た最初でもあるイタイイタイ病（以下、イ病）は、発生源対策などの取り組みが今日まで続いてきたことでも知られる。訴訟に先立って結成されたイタイイタイ病対策協議会（以下、イ対協）などの活動拠点である清流会館には、訴訟以来の資料が多く蓄積されてきた。だが、半世紀を経て、資料の劣化や散逸などの課題も深刻になりつつある。その対応策の一つとして、2023年度に環境省の研究委託事業に採択され、イ病訴訟資料の電子アーカイブ化と継承に向けた活動が行なわれている。報告者らは、イ対協などとともにその作業にかかわってきた。これまでに訴訟の事件記録についてはほぼ電子アーカイブ化が完了したので、その概要と今後への課題について報告したい。

2. イ病訴訟の全体像

イ病訴訟は、1968年3月8日に富山地裁に提起され1971年6月30日に原告勝訴となり、被告側が名古屋高裁金沢支部に即日控訴して、1972年8月9日の原告完全勝訴にいたる。これがいわゆる本訴にあたるが、派生する形で多くの裁判が提起された。まず、本訴に続く集団訴訟として展開したのが第二～七次訴訟である。その際には、全原告について訴訟救助が申し立てられた。後述の通りその付与は認められたが、これに対しては被告側からの抗告がなされている。また、本訴第一審では2度の裁判官忌避申立が行なわれた。1度目は最初の現地検証の途中に原告側が申し立てたもので、2度目は結審が間近になった際に被告側が申し立てたものである。

訴訟資料において質量ともに中心となるのが第一次訴訟第一審であるのは言うまでもない。だが、PDF化された全資料のファイル数だけを見ると、第二～七次訴訟も、訴訟救助および関連する抗告もそれぞれ約千ファイルで、第一審と同程度になった。資料数の多さ自体は、原告患者が168名（原告総数では500名弱）と多いことによるが、直接かかわらないはずの訴訟救助付与に抗告が申し立てられ、大量の疎明資料が提出されたことは、それ自体が重みをもっている。引き延し以外の意味をもたないと原告側から批判された、被告側による裁判官忌避なども含めて、公害訴訟ならではの特徴が表われている。それはイ病の歴史とも深くかかわる。

3. 訴訟における公害の位置づけ

社会問題は被害者の訴えから始まることが多いが、「イタイイタイ病報道において、イタイイタイ病の主人公であるはずの患者は、長きに渡り置き去りにされたままであった」（向井他 2011:79）。イ病カドミウム説が発表されてからは、さらに発言や報道への抑圧が強まったと言われる（宇井 1971：II-116）。そのため、イ病訴訟への立ち上げにあたっても、活動の輪を広げていくことは必ずしも容易でなかった。訴訟救助の申し立てもその中で検討されたものである。通常は裁判を続ける資力がない原告にしか認められない訴訟救助を全

員に求めるために弁護団は「三井財閥対被害農民」という『相対的無資力』という新しい理論」がたてた（松波 2015：192-194）。その申立補充書にイ病拡大に関する国の責任にも言及されるように、イ病訴訟においては公害という特徴が重要な意味を持った。

他方、被告側はそれに対抗し、厚生省見解によるイ病公害病認定を含めて、カドミウムとイ病との因果関係を真っ向から否定した。これらイ病をめぐる主要な論点については、これまで原告側の主張や判決が注目されることが多かったが、裁判官忌避なども含めてイ病訴訟資料からは被告側の主張なども詳細に追うことができる。

4. 被害の記録としての訴訟資料

イ病訴訟資料の貴重さの一つに被害の記録がある。被害女性たちは我慢強く、その痛みについての記録は少ない。このことは、イ病が医学研究や原因論争との関連で語られがちで、被害救済が遅れたこととも深くかかわる。その中で、原告女性たちは、本人調書や法廷では長い闘病の経験や周囲への気兼ね、など、その辛さをそれぞれに表現している。これらの言葉は当時も広く社会に衝撃をもたらしたが、生存する認定患者がゼロになった今日、さらに貴重さを増している。

また、神通川の汚濁や農業被害の歴史に関する生活証言、現地検証などで示される鉱山の様子なども、得がたい資料である。判決では被害の程度による区分なく全員請求通りの賠償が認められたこと、他方、被告側の準備書面では被害が否定されることなども含めて、公害訴訟の中で被害と苦痛がどのように扱われてきたか、再確認する意味は大きい。

5. 今後の課題に向けて

これまでの作業から見えてきた課題としては次のようなものがある。一つは、保存資料の拡充と整理である。訴訟資料だけを保存しても意味は少なく、法廷外での記録や報道、訴訟前後の動きなどを連続させることが必要である。とくにイ病では裁判後に健康管理と救済・土壤復元・発生源対策の3本を柱とした活動が続き、また、他地域の環境問題とも協力し合ってきた。これらの記録をすべて整理し、電子アーカイブ化していくと際限がなくなるが、期間と範囲を明確にしつつ保存作業を積み重ねていく可能性を探ることが望まれる。

第二に資料の継承と管理の課題がある。本活動も、もともとは清流会館の老朽化やイ対協の世代交代などといった事情のもとに始まったものであるが、電子アーカイブは死蔵化されやすく、また、拡散リスクへの対応も難しい。関連して第三に公開との関係が問われる。全資料のネット公開はあり得ないが、個人情報保護や管理体制を具備した上で資料にアクセスしやすい環境をととのえることは、今後の研究や環境対策に資するとともに、イ病住民運動の継続にも役立つと考えられる。本活動は2025年度で区切りとなるが、これらの課題についてはイ対協などとともに考えてきたい。

参考文献

- 宇井純 1971 『公害原論』 亜紀書房.
松波淳一 2015 『定本カドミウム被害百年（重版）』 桂書房.
向井嘉之・森岡斗志尚 2011 『イタイイタイ病報道史』 桂書房.

部会 D-4 【実践報告】

公害資料館ネットワーク 12 年の到達点と課題

——参加団体アンケートを踏まえて——

林美帆（岡山理科大学・公害資料館ネットワーク）

除本理史（大阪公立大学・公害資料館ネットワーク）

1. 公害資料館ネットワークは何をめざしてきたか

公害資料館ネットワークは 2013 年に結成された。ここで公害資料館とは、公害の経験を伝えようとしている施設や団体のことを指す。展示機能・アーカイブズ機能・研修受け入れ（フィールドミュージアム）の 3 分野のいずれかの機能を担い、必ずしもハードとしての建物の有無は問わない。また、運営主体についても国・地方自治体・学校・NPO などがあり、公立／民間など運営形態も様々である。したがって各公害資料館の間には立場による運営方針や主張の違いがあってもよいと考える。

2011 年に環境教育等促進法が公布され、2013 年度から協働取組事業が環境省から公募された。この前年（2012 年）に、富山県立イタイイタイ病資料館がオープンし、2013 年 2 月に四大公害の資料館の館長会議が開催された。そこに参加した新潟県立「環境と人間のふれあい館」の塚田真弘館長からの要請を受け、大阪市西淀川区のあおぞら財団が事務局となって申請を行い、公害資料館のネットワークが協働取組事業の全国案件として採択された。この事業において、2013 年 12 月 7 日に公害資料館ネットワーク会議が開催され、公害資料館ネットワークが結成されたのである。

1960 年代の激甚期から数えても約 60 年が経過した現在においては、公害は体感しにくくなっている。このような中で、公害の経験を伝えることに関心を持つ様々な人たちが公害資料館ネットワークに集まり、それぞれの意見を述べて、互いに協力できる可能性を論じ合っている。公害教育は公害問題の激甚化とともに発展したが、公害が見えにくくなるにともない、社会の中で公害を学ぶ意義が見失われつつあった。公害資料館ネットワークにおいて公害の経験をどのように伝えるかを議論する場がつくられたことは、現代において、公害から社会を見つめることの意義をあらためて明らかにする取り組みといえる。

公害の経験を知ることは、社会を知ることにつながる。個人レベルでの被害の実相を伝える資料だけでなく、なぜ公害が起きたのか、公害をなくすための努力とはいっても何であるかを考えた場合、そこには社会の様々なセクターの意思が重なり合って物事が形成されてきたことが、複雑であるが見えてくる。公害の経験を学ぶ意義は、被害の悲惨さだけでなく、多数のステークホルダーがいる中で、どのように公害が発生し、解決に向かってきたか、そしてまだどのような課題があるのかを背景を含めて学ぶところにあるだろう。結成から 12 年を迎える、フォーラムとしての公害資料館をめざして、公害資料館ネットワークは活動を続けている。

2. 参加団体アンケートから見えてくるもの

公害資料館ネットワークは 2024 年 8~10 月、団体会員・構成団体（調査開始時点で 28 団体）を対象として「公害資料館の現状と課題に関するアンケート調査」を実施した。回収率は 100% であった。

集計結果は当日詳述したいが、たとえば人件費に関する設問（Q2-1）では、全体では「国・県・市町村の予算（補助金・活動助成等を含む）」との回答が最も多かったものの（42.9%）、これはほぼ国公立と大学で占められ、民間の場合は「個人からの支援、会費、寄付金」と「人件費の支出はない」が最も多かった（ともに42.9%）。後者は、ボランティアに頼らざるをえないことを示している。また、民間では「基金や預金の取り崩し」も次に多く（28.6%）、運営の継続にとって財政面の課題があることを示している。

表 公害資料館ネットワーク参加 28 団体

国公立 (9団体)	尼崎市立歴史博物館地域研究史料室“あまがさきアーカイブズ”
	太田市足尾鉛毒展示資料室
	国立水俣病総合研究センター 水俣病情報センター
	五島市国保健康政策課（五島市カネミ油症被害資料展示コーナー）
	タカミヤ環境ミュージアム
	富山県立イタイイタイ病資料館
	新潟県立環境と人間のふれあい館－新潟水俣病資料館－
	水俣市立水俣病資料館
	四日市公害と環境未来館
大学 (5団体)	熊本学園大学 水俣学研究センター
	熊本大学文書館
	法政大学大原社会問題研究所・環境アーカイブズ
	宮崎大学土呂久歴史民俗資料室
	立教大学共生社会研究センター
民間 (14団体)	アトリエ泉南石綿の館
	尼崎南部再生研究室（あまけん）
	一般財団法人神通川流域カドミウム被害団体連絡協議会
	一般財団法人水俣病センター相思社
	一般社団法人あがのがわ環境学舎
	NPO 法人足尾鉛毒事件田中正造記念館
	NPO 法人原発災害情報センター
	「技術と社会」資料館
	原子力災害考証館 furusato
	公益財団法人公害地域再生センター（あおぞら財団）
	公益財団法人水島地域環境再生財団（みずしま財団）
	子どもと原子力災害 保養資料室『ほよよん』
	全国公害被害者総行動実行委員会
	豊島（てしま）のこころ資料館

期待する財源に関する設問

（Q2-3）の回答は、「国・県・市町村の予算（補助金・活動助成等を含む）」（60.7%）、「個人からの支援、会費、寄付金」（46.4%）、「事業収入（入館料、研修、物販等）」（32.1%）等の順であった。

活動を継続する上での不安（Q3-1）については、不安があるとの回答が全体で60.7%、民間では78.6%にのぼった（「非常に不安である」「やや不安である」の合計）。

アンケート結果から、国公立・大学・民間の違いとともに、共通する課題や政策的支援の重要性などが見えてきた。ハンセン病や薬害など、裁判で明らかにされた行政の責任を踏まえて設立された資料館とは異なり、とくに民間の公害資料館に対する政策的支援は乏しく、人的にはボランティアに頼っていることが浮き彫りになった。また、相互に交流する中で知見を共有し、連携を深めていくことの必要性もあらためて明らかになった。今後、これらの課題について社会に発信し、広く理解を得ていくことが必要である。

参考文献

- 安藤聰彦・林美帆・丹野春香編（2021）『公害スタディーズ——悶え、哀しみ、闘い、語りつぐ』ころから。
- 公害資料館ネットワーク（2025）『第10回 公害資料館連携フォーラム in 東京 報告書』。
- 清水万由子・林美帆・除本理史編（2023）『公害の経験を未来につなぐ——教育・フォーラム・アーカイブズを通した公害資料館の挑戦』ナカニシヤ出版。
- 林美帆・除本理史（2022）「公害資料館における多視点性と協働」『環境社会学会第66回大会 プログラム・要旨集』9-10。
- Yokemoto, M., M. Hayashi, M. Shimizu, and K. Fujiyoshi, eds., 2023, Environmental Pollution and Community Rebuilding in Modern Japan, Singapore: Springer.

部会 D-5 【自由報告】

イタイイタイ病と水俣病・激甚公害比較

外岡豊（埼玉大学名誉教授）

1. 目的

イタイイタイ病も水俣病も日本で起きた世界的にも例を見ない激甚公害である。それぞれに超重症患者がいて、まさに激甚であった。比較することで両公害をより深く理解し、正確に後世に伝えて行くための基礎としたい。

公害経験を社会共有することで、福島原発事故被災者の（人生）救済や、公害以外も含む類似被害救済に役立てたいという実践的なねらいもある。

2. 水俣病とイタイイタイ病の共通点

- ・他地域で類似の汚染はあるが、これほど激甚な健康被害は発生していない。
 - ・原因企業は早くから特定され、発生地域では抗議活動や操業停止要求もあったが、因果関係を証明できないとされ、深刻な汚染が長期間放置継続した。
 - ・多数の重症者が公害の解明がなされないうちに亡くなり、救済されていない。
 - ・類似症状の海外論文事例（水俣病ではハンター・ラッセル症候群、イタイイタイ病ではファンコニー症候群）がそのまま病像として適用され、正しい病状理解の妨げになったり、認定切り捨ての根拠として逆用されたりした。
 - ・重症者の病像に関心が集中し、中軽症者の被害が相対的に軽んじられている。
 - ・結果として現在もなお、軽症者が救済されずに放置され、公害発生から水俣病では半世紀、イタイイタイ病では一世紀経っているにもかかわらず、現在でも健康影響を抱えている患者が存在している。
 - ・（汚染を防止し患者を救済すべき）行政（国、県（水俣市も））が加害者側寄りの立場につき、補償金総額を抑制しようとして、裾野が広い中軽症者を補償対象にしないように仕向けて、認定制度が救済目的と逆の作用をして来た。
 - ・（認定数抑制の為）患者に酷な検査法が強要された（平衡歩行試験、骨生検等）。
- その結果、十分な補償、医療費支給、支援等がなされないまま、現在では（新たな救済制度制定は）打ち切られている。
- ・公害裁判勝訴により補償救済の道が開かれたが、水俣病では多数の訴訟が行われて来た（現在も継続中）にも係わらず、追加の認定が得られない判決や、低額医療費での和解を迫り、発生源企業を助ける政府対応（チッソの分社化、汚染田復旧事業費等）や、勝訴しても判決通りの救済がなされない等の事態も起きている。イタイイタイ病では、あとになって、（汚染田土壤復元事業費を国に支出させるため）裁判結果をくつがえす、「まきかえし」が起きた。
 - ・患者団体や救済組織、研究者等が分裂する等して複雑な人間関係が発生した。
 - ・巨大都市圏（人口集中、経済社会中枢地域）から遠い農漁村地域で発生したため多くの人は実態を知らない、知ろうとしないまま経過して来ている。

3. 患者数

様々な患者数がある（表1、2） 認定患者、水俣病では申請棄却、未処分、非該当、イタイイタイ病では要観察者、要治療者等

数は特定し難いが、認定制度前の死亡者数も多い 被害を認識し自覚症状があるが何らかの申請も裁判もしなかった人もいる 汚染地域健康調査で患者と判明した人、自覚症状があるが公害被害とは気づいていない人、実は被害を受けているが症状自覚がない人等、現在でも潜在患者は明らかに存在する

表1 イタイイタイ病患者数

患者区分	人数	
認定患者 2025現在	201	最後の生存者は2024.8死亡
要観察者 2025現在	345	最後の生存者は2025.3死亡
累計患者総数 1967年末	2379	要治療患者発生数 厚生省推計1968
累計患者総数 2025現在	約2500	厚生省推計を延長

表2 水俣病患者数

地域	熊本県 2025.1.07	鹿児島県 2024.12.31	熊本水俣病計 2024.11.08	新潟県・市 2024.11.08	合計
公害健康被害補償法	認定	1,791	493	2,284	716 3,000
	棄却	13,471	4,602	18,073	1,635 19,708
	未処分	275	1,041	1,316	67 1,383
	小計	15,537	6,136	21,673	2,418 24,091
第1次政治決着	判定	7,992	2,361	10,353	799 11,152
	保険手帳のみ	842	347	1,189	35 1,224
	判定+手帳計	8,834	2,708	11,542	834 12,376
	非該当	1,691	575	2,266	113 2,379
	小計	10,525	3,283	13,808	947 14,755
特別措置法と司法和解	司法和解	内訳なし	2,794	171	2,965
	被害者判定	19,306	11,127	30,433	1,828 32,261
	判定+和解			33,227	1,999 35,226
	手帳のみ	18,307	4,416	22,723	139 22,862
	判定+手帳計	37,613	15,543	53,156	1,967 55,123
	非該当	5,144	4,428	9,572	110 9,682
	小計	42,757	19,971	65,522	2,248 67,770
賠償確定者		内訳なし	58		58
認定+賠償確定者	1,791	493	2,342	716	3,058
判定、和解 計	27,298	13,488	40,786	2,627	43,413
認定、賠償、判定、和解 総計	29,089	13,981	45,916	3,514	49,430
手帳のみ	19,149	4,763	23,912	174	24,086
認定、賠償、判定、和解、手帳総計	48,238	18,744	69,828	3,688	73,516
棄却、未処分、非該当	20,581	10,646	31,227	1,925	33,152
係争中	39	8	47	13	60
棄却、未処分、非該当、係争中計	20,620	10,654	31,274	1,938	33,212
合計	司法和解含まず	68,819	29,390	98,209	
	司法和解含む			101,108	5,613 106,734

公害健康被害補償法:1969旧法、1974～公健法

第1次政治決着:1995-96(5か月限定受付) 判定:260万円+医療手帳

司法和解;不知火患者会、阿賀野患者会

和解・特別措置法:2010-12(2年2か月限定受付) 特措法「被害者」判定:210万円+被害者手帳

賠償確定者:1973東京交渉3、1985二次訴訟4、2004関西訴訟51

他にチツソ、関西訴訟原告補償協定調印拒否6名

認定、賠償、判定、和解 総計:調印拒否6名を除く合計

出典:「季刊・水俣病支援」編集部:Q&A水俣病2025年版より作表合計欄追加,

シンポジウム 要旨

環境社会学会第 72 回大会シンポジウム 人と自然のインタラクションⅡ：関係性価値と環境社会学

【趣旨】

今日、「自然」は保全や保護の対象として囲い込まれる一方で、気候危機の時代のレジリエンスおよびリスク管理の基盤として、また都市や地域のウェルビーイングやコミュニティ形成を支えるインフラとして制度的に再編されつつある。さらに、サステナブル・ファイナンスに象徴される環境の金融化や商品化が加速し、政策設計と科学技術の結びつきもかつてなく緊密になっている。里山保全、市民参加型モニタリング、ブルーカーボン、グリーンインフラといった実践に見られるように、生活世界に根ざしていた「自然」もまた、グローバルなサステナビリティ・レジームのもとで再編・制度化され、政策や経済活動の対象として積極的に管理されるようになっている。

これまで環境社会学は、身近な自然や生活世界における人と自然の関係性に関する研究を積み重ね、近代社会の基盤となってきた自然の外部化や人間と自然の二元論的思考を批判的に問い合わせてきた。しかしながら、気候危機が大きく世界の政治的状況と絡み合いながら私たちの生活を根本的に変えようとしている現在、環境社会学もまた、変容する人と自然の関係性に応答した学問的展開を試みる必要があろう。

商品化や金融化とともに急速に進展している、市場経済による自然の内部化について、環境社会学はどのような立場から議論しうるのか。サステナビリティ・レジームのもと社会変革が求められるなか、公正さと正義はいかに実現しうるのか。そして、自然をつくり管理する時代において、ガバナンスを導くのはどのような価値であり、規範なのか。

これらの問いは、気候危機と生物多様性のネクサスをいかに構築するかが学問的にも社会的・経済的にも喫緊の課題となるなか、ますます重要さを増している。とりわけ、人と自然の関係を実践的に把握し、理解すると同時に、これからの人と自然の関係性を思考するための柱となる価値と規範に関する研究は、広く分野をまたぐ喫緊の課題となっている。

本シンポジウムでは、IPBES（生物多様性および生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム）が提唱する「関係性価値（relational values）」の概念と、これまで環境社会学が蓄積してきた議論を交差させ、その相互展開の可能性を探る。関係性価値は、生態系や自然との関わりにおける人々の感情的・倫理的・文化的価値を重視する枠組みであり、従来の交換可能な経済的価値や内在的価値では捉えきれない関係性の層を明らかにしようとする試みである。日本の環境社会学は、コモンズ論、生活環境主義、生身・切り身論、人とモノの関係誌、レジティマシー論などを通じて、日常生活における自然の意味づけとそのガバナンスを丹念に記述し、科学や政策の言語だけでは捉えきれない自然との関係性の厚みを明らかにしてきた。いまや IPBES が関係性価値を世界的に位置づけようとするなかで、環境社会学が学問的・実践的にいかなる貢献をなしうるのかをあらためて検討したい。

登壇者の石原広恵氏は、関係性価値の議論を国際的にリードする研究者であり、とりわけ人文社会科学およびアジアからの発信として関係性価値を理論づけることに貢献している。籠橋一輝氏は、関係性価値の議論にいちはやく環境経済学の立場から応答し、価値論のなかでの関係性価値の位置づけについて論じてきた。両者の理論的検討に加え、二人の事例から

関係性価値の実践的なフェーズと、理論的なフェーズにさらに光をあてたい。大門信也氏は、遠州灘の「波の音」というローカルかつ関係性がなければ表象も存在論的にも特定されない音に関する事例を扱う。谷川彩月氏は、外来種でありながら天然記念物にも指定されているカブトエビを事例とする。科学教育や田んぼでの農的実践を介して育まれる関係性あってこそその天然記念物指定である。魅力的な議論の布陣をもって、環境社会学から再び人と自然のインタラクションについて論じたい。

【登壇者】

籠橋一輝（南山大学）

「自然の〈かけがえのなさ〉から関係性価値を捉えなおす」

石原広恵（東京大学）

「関係性価値を再考する——構成的価値・ノームサークル・文化的アセンブラーージュ」

谷川彩月（人間環境大学）

「関係性価値はいかに生成されるか——山形県でのカブトエビ保全活動を事例として」

大門信也（関西大学）

「『それ以上の何か』とは別の仕方で——遠州海鳴り／波小僧から考える関係性価値」

【司会・解題】

福永真弓（東京大学）

文責・発行：環境社会学会研究活動委員会

第 72 回 環境社会学会大会 プログラム・要旨集

発行日：2025 年 12 月 6 日（土）